

戦火の土地改革：1945-48年山東省濱海区地域社会の変動

Land Reform under Fire: the Transformation of the Rural Society
in the Shandong Binhai District, 1945-48

荒武 達朗

ARATAKE Tatsuro

徳島大学総合科学部 人間社会文化研究 第25巻

2017年

戦火の土地改革：1945-48年山東省濱海区地域社会の変動

Land Reform under Fire: the Transformation of the Rural Society in the Shandong Binhai District, 1945-48

荒武 達朗

I はじめに：本稿の目的及び使用史料

中国共産党による政権の確立は、日中戦争とそれに続く国共内戦期を経て日本軍や国民党軍に対する優勢を勝ち取り、勢力を拡大していくことで成し遂げられた。この過程はそれぞれの地域社会の多様性、政治・経済条件と軍事情勢によって規定され、全中国で一様に進んだわけではない。特に同党の圧倒的な優位が確立する前の段階においては、その地域性が強く表れていた。

例えば筆者がフィールドとする山東省南東部は日中戦争以降共産党が比較的強固な基盤を築いていた根拠地・解放区であり、同党の地域支配確立を検討する上での典型例の一つと見なされる。共産党は1939年頃当地に浸透を開始し、当初懐疑的であった地域社会の旧指導者層（地主など）との妥協と協力関係の構築を行いながら一定の地歩を築いていった。1943年下半期に敵対する日本軍や国民党とその軍隊に対する軍事情勢が好転すると、共産党は減租減息（小作料・利息の引き下げ）に代表される土地政策を加速し、地主層に対する圧迫を強めた⁽¹⁾。これらの一連の政策は、共産党中央の指示を受けて始まったにせよ、実際の運用はその地域社会の現実を色濃く反映している。それ故に、ある地域の事例をもって共産党の革命を論ずること、あるいは反対に中央の指示の文面が全国各地域の状況をそのまま表していると考えられることは出来ない。筆者は現段階では各地域のモノグラフを蓄積しつつそれを全体像へと還元していく作業が必要であると考えている。

近年、日中戦争期から内戦期にかけての各地域の社会を細密に分析し、そこから中国革命の姿を見通そうとする研究が数多く著されるようになった。中でも中華人民共和国成立の前後を連続する歴史として“新中国”初期へと繋いでいく議論が注目に値する⁽²⁾。ただし日中戦争期については研究がある程度進んでいるが、内戦期はそれに比較すればまだ蓄積が薄い。

そこで本稿は内戦期の山東省南東部における共産党の地域支配確立過程を解明するという課題の下、当地の社会・政治・軍事情勢と政策の変遷について整理することを目的とする。時間軸としては清代後期から日中戦争期へと到る期間の社会変容を概観した「旧稿（前掲註1）」を継いでいる。議論の内容としては本稿とほぼ同時期に刊行された「“闘争の果実”と農村経済：1945-47年山東省南東部」（以下、別稿と略記）を補完するものとして位置づけられる⁽³⁾。

この別稿では共産党が土地改革の中で地主などから収奪し他の農民に分配する土地や財貨、所謂“闘争の果実”の時期的変遷を重点的に議論した。当初は糧食と現金が中心であったものが、土地へ、そして様々な日常品の根こそぎ収奪へと移行していく様を描出している。本稿はその政策がどのような情勢の下で遂行されたのかを時系列に従って叙述することとする。

改めて対象となる地域について述べると、旧稿・別稿と同じく山東省南東部、特に莒南県大店鎮を含む濱海区を扱うこととする。大店鎮は日中戦争時の抗日根拠地の中心であり、末期には共産党の山東省政府も置かれた。当地域の革命は根拠地の規模と支配の連続性、重要度の点からも典型例の一つと見なされる。また当地には大店荘氏という宗族が清代より居住しており、地域社会の政治・経済に強い影響力を及ぼしていた。必然的に、共産党は彼らに対する政策を講じなければならず、それは教訓、教材として記録され各方面に配付された。それ故、当地域に関しては各種檔案や回顧録などの史料が数多く残されている。先行研究も重厚な蓄積があり、例えば王友明氏、張学強氏の研究は共産党の革命を理想の実現、歴史的帰結という理解からは一線を画しつつ、現実の社会関係への対処の中から紡ぎ出されてきた一つのプロセスとして分析している。そこから共産党の政策の揺らぎや錯誤、社会の反応と態度について微細に考察を進めており、近年の中国大陸の研究の実証レベルの向上を見ることが出来る⁽⁴⁾。

本稿の構成は以下の通りである。別稿では日中戦争期から内戦期までの時期を土地政策の性格に則して4期に区分した。すなわち①減租減息運動時期（1941年初～1946年5月4日）、②五四指示時期（1946年5月4日～1947年1月）、③土地改革復査時期（1947年1月～1947年7月7日）、④七七指示時期（1947年7月7日～同年冬）である。本稿においてもその時期区分を踏襲し、それぞれ第Ⅲ節から第Ⅵ節を充てて政策の背景となる状況を論ずる。また間に挟む第Ⅱ節では使用する史料について言及することとする。本稿第Ⅲ節（＝別稿の①の時期）では減租減息運動（小作料・利息引き下げ）とその徹底を目指す査減運動が実施された。公式には地主からの土地削減は次の五四指示以降に実施されたとされるが、実際にはこの運動下で大土地所有などの是正が進められた。この時期の闘争の果実は糧食・現金が大半を占めている。第Ⅳ節（＝②）の時期は五四指示（中共中央「關於清算減租及土地問題的指示」1946年5月4日）による土地改革の発動を劃期とする⁽⁵⁾。山東を管轄する華東局は5月から6月にかけて議論を深め、その後濱海区党委（1946年7月2日に濱海地委に改組）が6月14日から23日にかけて群衆工作會議を開き実施に向けての方針を討議した。それを踏まえて濱海区は8月25日濱海地委「關於如何具体的執行中央五四指示的補充指示」を發出し、老根拠地のみならず新区でも土地改革を実施し、10月中に完成させるという方針を定めた⁽⁶⁾。当地域の土地改革は五四指示から4箇月後、九一指示（華東局「關於徹底實行土地改革的指示」1946年9月1日）によって本格的に始動した⁽⁷⁾。実際、①の時期の1946年1月から九一指示後の9月まで、同紙に闘争の果実に関わる記事は確認できない。またこの時期の闘争の果実は土地が中心であるが、『濱海農村』に掲載される事例の件数が少ないことから⁽⁸⁾、当地域の各種運動は低調であったと考えられる。第Ⅴ節（＝③の時期）は1947年1月以降、この状況に対する土地改革のやり直し、すなわち「土地改革（土改）復査（覆査）」が行われた時期である。二・二一指示（華東局「關於目前貫徹土地改革土改復査並突擊春耕生產的指示」1947年2月21日）以降は政策が急進化

し、いわゆる“左”の傾向が強まった⁹⁾。同年春から夏にかけての闘争の果実には土地・現金以外のものが含まれるようになる。第VI節(=④)の時期にはそれがさらに過激となり、七七指示(華東局「關於山東土改復査新指示」1947年7月7日)後には極端な政策が実施された¹⁰⁾。この運動の下で闘争の果実の中に土地はほとんど見られなくなり、家屋・家畜・農具・様々な日用品がその中心となった。そして後に詳しく見るように、“乱打乱殺”という暴力が蔓延し、財産のみならず生命までもが危機にさらされた。

最後に本稿の叙述を進める前に幾つか留意すべき点を述べる。本稿及び別稿においては国民党政府及び国民党軍を“国民政府(国府)”“国府軍”と称する。1949年以降の中華人民共和国の統治を否定する意図はないが、この段階において中華民国の統治の正統性は国民党の手に握られており、また人びとも共産党の最終的な勝利を見通していたわけではなかったことによる。また“地主”という用語が頻出するが、これは単なる小土地片の所有者から地域の名望家、社会の中核となる在地の指導者層までを含む概念である。本稿では断らない限りは土地や財産を所有し、ある程度の知識を有し、人びとより程度の差はあれ畏敬をもって見られる人びとの意味で用いる。さらに固有名詞については、県の地方志や大事記に掲載されるような有名人を除いて匿名とした。1947年夏の運動からすでに70年が過ぎたが、地域社会に残された傷は無視してよいものではない。一例を示せば、X家村(特異な地名故、推測されぬようイニシャルも避ける)のX氏の族譜に次のような記載がある。

「X Z。1922年生まれ。戦前に莒県初級中学校卒業。43年に区聯社(※区の組合組織)工作に参加、区聯社会計主任を歴任。47年誣告を受け殺害される。享年25歳。88年10月莒南県委員は事実関係を調べ冤罪であると確認し、無実の罪を雪ぎ名誉回復を行った。……。」¹¹⁾族人のX Zは1947年に殺害された。それは本稿第VI節で詳論する通りその夏の迫害による可能性が高い。彼のような村の知識人はこれより前に共産党に協力を表明し、一部はその政権の基層幹部となっていた。ところが1947年の夏には彼らの多くが闘争の対象となり、命すら奪われることがあった。その冤罪が晴らされたのはそれから約40年経った1988年のことであった。それからさらに30年、殺した者は既にほとんどこの世にはいない。だが加害者と被害者の関係者はまだ同地に暮らしている。

II 使用史料について：新聞史料の有効性

それぞれの地域のケーススタディを行うに当たって、その基礎となる史料の重要性は言うまでもない。だが1980年代までは共産党の革命に対する一種の理想化が広く共有されており、その公式見解に沿った文献史料以外を目にすることは出来なかった。その隙間から漏れ出てくる零細な史料を拾い出して分析せざるを得なかった為、中国革命の具体像を再構成すること自体が難しく、ましてや地域性に配慮することなどは不可能であった。その後、中国大陸ではその時々的情勢によって変動はあるものの、おおむね史料公開の拡大と禁区の縮小が進んだ。もちろん共産党の革命そのものと人民共和国の支配を否定する論調は認められないし、2010年代に入ってから情報公開面での規制が再び強まりつつある。それでも1980年代以前に比べれば、

共産党の政策の錯誤についての議論が可能となっており、かつての革命史観はもはや中国大陸においてすらもそのままでは通用しない。“敏感”な分野は確かに存在するが、各種檔案類の公開、フィールド調査による口述資料の複合利用による実証には長足の発展が見られる。さらに CNKI（中国知網）での修士論文・博士論文を含めた研究の公開も研究の進展に大きく寄与している。

ところがこの中国大陸での研究状況の変化の一方で、我々外国人にとって檔案などの利用に制限があることは否定できない。当地域の場合、『山東革命歴史資料檔案資料選編』という史料集があり多くの関連する檔案をこの中に見ることができる⁽¹²⁾。だが県級の檔案館にはこれに収録されなかった檔案が収蔵されているものの、中国大陸以外の研究者の利用はいまだ困難である。そこで筆者は別稿及び本稿では新聞史料に基づいて作業を進めている。檔案には会議録や忌憚のない現状分析があり、実態を把握するのに有効な情報が含まれている。これに対して新聞は即時性の高さや各地の経験交流という性格を帯びており、檔案に採用されない各地の実例が具体的に記載されるケースが少なくない。むしろ檔案を作成する段階ではじかれてしまった情報が生々しく記されることすらある。また新聞は各地の図書館に収蔵されており、往々にしてその閲覧は檔案館ほど制限されてはいない。さらにはマイクロフィルム版になったものは日本でも購入することが出来る。新聞史料を駆使した研究としては例えば華北の根拠地を対象とした丸田孝志氏の著作がある。氏は公表された檔案史料に加えて、新聞史料を用いることで根拠地の社会風俗と革命運動の過程を考察することに成功している⁽¹³⁾。筆者もまた新聞史料を利用することで檔案の欠を補うことが出来ると考える。

具体的に言えば本稿では『濱海農村』という新聞を主要史料として内戦期の地域社会へと接近する。筆者は以前北京の中国国家図書館で同史料を閲覧したが、その後中国関係書店を通じてマイクロフィルム版を購入し利用した。なお史料の引用に際しては『濱海農村』という誌名を省略し、記事名と西暦の日付のみとする。まず『濱海農村』とはいかなる性格の新聞なのかを確認しておきたい。この『濱海農村』は1945年6月1日に濱海区党委（既述の通り1946年7月2日に濱海区地委に改組）の機関報として莒南県大店镇で創刊され1948年1月22日まで刊行された。この間はちょうど同地域が日中戦争期・内戦期の軍事的緊張下におかれた時期と重なっている。本紙は文化程度の低い群衆や区村級の各幹部の読み物、学習材料としての役割を担っていた。運動に当たっての注意伝達、幹部間の意見交換などの記事が多く、政策運用の具体的な実像が描かれている。また濱海区党委と各地の幹部との間の双方向的な意思疎通がはかられており、そこから生々しい情況を読み取ることが出来る。

以下にそのやりとりの一例を紹介したい。1947年4月15日の「問題はどこにあるか？ どうすべきか？」という記事には次のようにある。

「『編輯者同志、……（情況説明 土地改革で得た公有地的性格の土地をどうすべきか）。ご意見を頂きたい。』

『あなたが提示した問題は確かに重要な問題である。（責任部局が明らかでない土地はすべて赤貧戸に分与してよい）。』」（1947年4月15日）⁽¹⁴⁾

幹部から寄せられた報告に対して、『濱海農村』の編輯が工作方法と方針の伝達を行っている。

単に手紙という形式で当該幹部に返答するのではなく、新聞紙上に掲載することで濱海区の各幹部への情報の共有を図っていると考えられる。

『濱海農村』1947年4月27日(206期)に「どのように処理すれば適当か：解答を求む」という記事が掲載された。ある“特務地主”に対する闘争が不徹底であった為、いまなお強い影響力を保持していることに対する意見募集である。これに対して約20日後に載ったのが次の「どのように処理すれば適当かをみてみよう 答えが出てきた」という記事である。

「本紙206期2頁に『どのように処理すれば適当か』という記事が掲載された。すでにくつかの解答が得られ、以下に3編を選んで掲載する。(3人の村幹部からの手紙を引用。前2者は群衆の手によって裁かせることを提案、最後の1つは公審大会を開き銃殺することを主張。)……。以上の3つの意見に基づいて、我々は先の2個が比較的適当であると感じる。……。」(1947年5月19日)⁽¹⁵⁾

この記事からは幹部から寄せられた複数の方法を検討し、そこからより適切なものを提示していることが分かる。

さらに1947年11月27日の「工作意見 幹部を検査指導監督することに対するいくつかの意見」では逆に編輯の側からいくつかの村落のケーススタディを提示しその良否を伝えている。

「今日本紙は『嶺泉区で指導の作風と復査の偏向を検査する』というニュースを発表し、同時に『大朱洲村農会は幹部の中の偏向発生を取り締まる』というニュースも発表した。皆さんは読み終われば必ずや嶺泉区の検査が比較的的成功しており、大朱洲村の監督が些か失敗したものであると感じるだろう。……。ここに数点の簡単な意見を提示し、皆さんの参考になりたい。……。」(1947年11月27日)⁽¹⁶⁾

この日の『濱海農村』には2本の記事が掲載されている。それに対して「工作意見」というコーナーが評論を加え、その工作のポイントをまとめている。

次の「自己満足思想を糺す 日照県委は復査を検査し3つの重要な問題を発見した」は会議での議事内容から問題を抽出し見解を述べている。

「日照県委は最近幹部大会を開催し復査工作を検査し、以下の幾つかの主要な問題を発見した。(一)……。 (二)……。 (三)……。 県委が指導上功を焦り、一方で任務完成の期限を切り(思うに、これは正しくない)、一方では功績評価をもって幹部の熱心さを表彰鼓舞し(思うに、これは正しい)、……。」(1947年11月19日)⁽¹⁷⁾

日照県委の幹部大会で明らかとなった土地改革復査の工作方針に対して「これは正しい」「これは正しくない」とコメントを付し逐一修正を加えながら、『濱海農村』の読者の間で意見統一を図っている様が見える。個別事例の中でも比較的的成功したと考えられるケースとそうでないものを掲載し、典型となる事柄を基層幹部間で共有しようとしている。また地域間での差異だけではなく、それぞれの村落の間でも実際の政策実施に差異が見られた点は興味深い。

このように『濱海農村』は農村工作員と編輯が双方の意思疎通を経て運動の方針を下部へと伝達し、各地の経験を吸収・整理し、そこから再び全体へと還元している。ここには錯誤や偏向などを含めて、その時点で発生している事態がそのまま記される為に史料的价值が高い。

Ⅲ 日中戦争の終結から内戦期へ

日本軍の掃蕩と地域社会

本節では日中戦争期から 1946 年 5 月 4 日の五四指示（土地改革の発動）まで、すなわち別稿での①の時期の状況をまとめることとする。1945 年夏に第二次世界大戦の帰趨はすでに決まっていたが、山東省南東部での日本軍は依然として対処すべき軍事勢力であった。次のように日本軍による掃蕩と徴発は戦争終結の 2 箇月前でも続いていた。

「壮岗区前小朱陳ではこの度の掃蕩に際し、移転が甚だ急であり、群衆は混乱して山の上へと到り、少しも組織だっていなかった。」（1945 年 6 月 6 日）⁽¹⁸⁾

共産党軍は日本軍と直接対決し、これを排除する力量を備えていたわけではない。多くの場合、戦争末期においても、その攻撃から避難するのが一般的であった。

「でも皆さん、考えてみなさい。日本軍は私たちに安穩に食べさせてくれるだろうか？安穩にとどめておいてくれるだろうか？それは存在しないことだ。彼はあらゆる方法を尽くして私たちのものを奪おうとする。それ故私たちがあらゆる方法を尽くして彼に奪われないようにして、直ちに隠してしまうのだ。」（1945 年 6 月 11 日）⁽¹⁹⁾

日本軍はしばしば徴発にやってきたが、物資を守る為に隠匿や疎開で対抗することを呼びかけている。またこの記事の前段では日本軍とは共存できないことを訴えかけている。それは裏をかえせば対敵協力の存在の証左であろう。人びとにとっての日本軍は危険な存在であった故に、むしろ以下のように彼らに恭順することで平和を得ようとする者も現れた。

「黄墩区の盧潤荘では日本軍が焼き殺すのを恐れて、安全を買おうと思い、そこで日本軍の命令に従って（食料、衣服など）……を集めた。」（1945 年 8 月 11 日）⁽²⁰⁾

この記事の以降の下りでは、教育によってこのような日本軍への協力行為がなくなり、その結果物資の隠蔽、民兵の動員が行われるようになったと記している。だがこの記事は抗日戦争と称される日中戦争において、人びとの態度が“抗日”一色ではなく、その時点、その現場での対応に追われていたことも暗に示している。生命と財産の危機に際し自発的に物資を引き渡して日本軍の攻撃を逃れようとすることも選択肢の一つであった。『濱海農村』のみならず、このような日本軍への接近を警告する論調はしばしばみることが出来る。根拠地全体で特殊な事例であったのではなく、普遍的に発生しうる事案だったと言えよう⁽²¹⁾。

続いて日本軍と対峙する地域社会の内部に目を向けると、確かに以下のように地主層の中に共産党に好意的・協力的であった人びともいた。

「土紳の李先生は公糧を納める時にまた言った。『八路軍は根拠地を防衛し、貧しい者と金持ちの双方に良い点がある。抗日はみんなの事であるので、金がある者は金を出し、力のある者は力を出さねばならない。』」（1945 年 6 月 11 日）⁽²²⁾

彼らは一般的に“開明地主”と呼ばれている。この“窮富都有好处（貧しい者と金持ちの双方に良い点がある）”というのがこの時期の共産党の表面上の態度を明確に表している。“有銭出銭、有力出力（金がある者は金を出し、力のある者は力を出す）”というのもよく見られるロジックである。共産党は同党に協力的な人びとを取り込むことに腐心していた。このような

人びとは地域社会での名望を有し文字を理解し計算を得意とすることから、基層幹部に充当あるいは村落の会計係、識字班の教師を担当するなど、共産党の統治にとっても貢献するところがあった。

だが地域社会にはこのような人びとと対極的に、共産党の敵対者として現れる者も存在している。全ての人共産党の政策に賛同し、これに従順であったとは言えない。

「俺たちの借荘の悪者が反攻しようとしているが、主なのは5人の闘争にかけられた者だ。解任された民兵隊長と村長をやった者を籠絡し、彼らはまた20人余りの群衆を取り込んだ。……。」（1945年7月26日）⁽²³⁾

記事に依ればこの“反攻”の中心となる者はかつて共産党により闘争の対象として扱われた地主を含んでいた。

この時期の『濱海農村』ではこのような反攻を試みる者とそれに乗ずる群衆に対しては容赦の無い攻撃を加えつつ、一方では開明地主を高く称揚し、連合して抗日に臨むという姿勢を貫いている。これは後の内戦期、特に本稿第VI節で詳論する1947年夏の状況とは大きくかけ離れているのである。

日本軍の降伏と国共内戦の兆し

1945年8月半ば、日本が降伏するという情報は各地に伝わっていた。早くも8月16日の『濱海農村』に「抗日戦争勝利を歓迎し、新たな工作を待ち望む」という社説が掲載された。

「日本鬼子は投降して我らは敵から勝利を勝ち取った。我らはこの勝利を祝い、この勝利のために喜び、楽しみたい。しかし我らは国民党蒋介石の反動をまだ忘れてはならない。……。我々が戦い勝ち取った果実は、彼に奪い去られることができようか？ 我らは再び圧迫され搾取される日々を受け入れることができようか？」（1945年8月16日）⁽²⁴⁾

このように日中戦争の終結が一つの区切りではあることは間違いない。しかしその直後より国共両党の相互対立の兆しははっきりと表れていた。抗日戦争の勝利によって地域社会に平和が直ちに訪れたとはいえないのである。

共産党は当地域においても自らの基盤固めのため支持の拡大と民衆の動員強化を試みる。ところが人びとは国民党軍（以下、国府軍）との戦闘への参加、共産党の各種運動への参与に対して消極的だった。

「しかし多くの人……この種の勝利によって頭脳を惑わされて日本鬼子が投降すれば国民党はオカラみたいなものでやって来られない、すでに天下太平、万事が大吉という時になったので家で安穏な日々を過ごせると考えている。……。」（1945年9月1日）⁽²⁵⁾

まず日本軍という脅威が減退した後、人びとの間ではこのような安堵、いわゆる“太平享楽思想”が広がっていた。更に人びとの共産党に対する懐疑心も払拭しきれなかった。同党の減租減息などの土地政策に対しては、一部の人からは支持を集めていたにせよ、その積極性を削ぐような謠言（デマ）が飛び交っていたのである。

「（郊城では）また日本の無条件投降を受けて、群衆の情緒は非常に高ぶっており、貧しき者は直ちに減租減息を要求している。中には、何日間かゴロツキが謠言を造り『8月15日（※

旧暦)には中央軍がやってくるぞ! 鬼子の投降は嘘ではないが、蒋介石に投降したので、やはり八路を攻撃する。減租した者は八路軍だ』などと言い、それぞれの佃戸の動揺を引き起こした。だがひとたび八路軍(※共産党軍)と中央軍(※国府軍)の力量比較の教育を経れば、誰もがあの年(※1943年)の李仙洲の北上を思い出し、何の懸念もなくなった。」(1945年9月16日)⁽²⁶⁾

共産党に対して批判的な地主などの人びとは、近々予期される国府軍の進駐に際して“共産党に協力的な人間は処罰される”といった謠言を広げていた。日本軍及びその傀儡はやはり共産党軍を攻撃し続け、やがて中央軍が共産党軍を駆逐し、国府による統治が回復されるだろう、と。このような謠言には一定の説得力があり、住民の不安をかき立てた。

実際に次の記事のように国共両党は1945年10月に双十協定を結び内戦の回避を装っていたが、両党は衝突、国府軍が各地の接收に乗り出した。

「抗戦は勝利して、庶民はそれぞれ安穏な日々を過ごせるのを希望し、再び戦うことを願わなかった。だから毛主席は我ら全国の庶民のこの意見を代表して重慶に行つて国民党の蒋介石と談判を行った。……。しかし国民党の側は、言ったことを実行せず、承諾した条件を執り行わず、まさに我々が撤兵したときに、我々解放区へと進攻し、我々八路軍、新四軍、民兵が血と肉で取り返した31の県城を奪取した。……。」(1945年10月26日)⁽²⁷⁾

かくして事態は内戦へと歩を進めるのだが、この国府軍は日中戦争時期の日本軍及びその傀儡とは異なっている点に注目したい。国府は人びとの“ナショナリズム”に訴えかけられる敵ではなく、政権としての正統性を有している。その国府軍が各地を接收しかつての統治を回復しようとしているのであり、人びとが共産党の大義を理解し支持していたとは考えられない。例えば日中戦争後に共産党軍が占領した地域では次のような事例が見られた。

「竹庭県沙河鎮は敵と傀儡によって7年余り統治された重要な市鎮であり、漢奸の趙虎臣の突撃隊の巢窟であり、群衆は長期にわたつて敵の奴隷化教育と宣伝を受けており、共産党の政策をまったく理解しようとしなかった。……。群衆はみな敢えて我々に接近しようとしなかった、……。」(1946年1月24日)⁽²⁸⁾

ここでは共産党の展開する運動はなかなか地域社会に浸透しなかったという。日本側に支配されていた地域では、その降伏によって人びとが直ちに“解放”され共産党の支持者となったのではなかった。この記事は群衆の間では共産党に対する懐疑と敵意が存在していたことをはっきりと示している。記者はそれが日本による奴隷化教育によるものと断定しているが上述のような国府支配の再開の予期、それを大きく宣伝する謠言の拡大を踏まえるならば、これまで地域社会にとって異質であった共産党は受け入れがたい存在である。そもそも同党の唱える旧社会における土地偏在などの不公平、地主などの横暴、国府の腐敗についても、それが“矛盾”であると知らなければ、“矛盾”であるとは気づかない。故に教育を経て啓蒙に努めることになるが、人びとの側から共産党に接近していく必然性はないのである。

IV 濱海区の土地改革：1946年5月4日(五四指示)～1947年1月

穏健な政策の展開

1946年5月4日に発出された「關於清算減租及土地問題的指示」、いわゆる五四指示により共産党支配地区における土地改革が始まった。地主からの土地の没収と分配は日中戦争期より行われていたが、この五四指示によってその政策が公然化した。さらに9月1日、華東局「關於徹底実行土地改革的指示」、いわゆる九一指示によって華東地区での土地改革が正式に発動した。ここに地主や富農などから土地を没収し、それを貧農雇農へと分配するという運動が当地域でも実施された。本節では別稿の②の時期、すなわち五四指示から1947年1月の土地改革復査（覆査）開始までを扱うこととする。

筆者が旧稿で対象とした大店鎮の莊氏については次のいくつかの記事からその政策の内容を見ることが出来る。

「大店全鎮の72家の地主は、減租減息してから、商工業生産に転向する者が57戸おり、その内商業經營に従事する者が9戸、織布する者が5家、紡織する者が20家、紙巻タバコを作る者が18戸、農業生産をする者が5家いた。……。以下地主經營の具体例：莊J L、莊X G、莊D L、莊J L）」（1946年8月1日）⁽²⁹⁾

「濱海駐會議員高口宸（※高贊非の間違いか？）氏は次のように考えている。『大店地主の莊X Gは紡織生産において自給することが出来た。工商業を發展させる方向こそがすなわち地主の正しい方向なのである。』」（1946年8月24日）⁽³⁰⁾

2本目の記事には濱海区第2回參議員大会に参加した各地の人びとの発言が掲載されている。ここでは大店莊氏の一部の族人がモデルとして紹介されている。全体として彼らは様々な産業に従事することで地域經濟發展に貢献したとされ、その功績により“正しい道を歩む”開明地主として紹介されている。大店莊氏は一つの宗族であるが、その内部の個別家族は共産党に反抗的な者から従順な者、そして積極的に参与していく者と様々に分化していた。この段階では前者に圧迫を加え、後者の一群を称えることで地主層の取り込みを進めていた。共産党に敵対しなければ、その生存と活躍が認められたと言えよう。

また共産党支配の開始に際し生命・財産の危機を感じ取った地主の中には故郷を捨てて避難していた者もいる。共産党は彼らに対しても帰還するよう呼びかけた。

「諸城の逃亡地主は我が膠州・高密自衛戦の勝利の影響の下で続々と家に帰り生業に就いた。……。」（1946年7月17日）⁽³¹⁾

濱海区北部の諸城県から青島へと逃亡していた地主が帰還し生産に従事するようになったという。この記述の後の下りでは、地主が故郷で“鬪争”や徴兵などがないと知り、共産党の政策の正しさを理解したことが述べられている。明らかに宣伝に過ぎないが、共産党が地主の帰還の為に策を講じていたことはこの記事から確認できる。

共産党は日中戦争中にその支配地域を拡大できたとはいえ、この時点では国府に対して優勢ではなかった。また“抗日”の段階では日本軍は明確に辨別され得る敵であった。末端においては日本への協力・傾斜が見られたものの、ナショナリズムの発揚によって人びとを抗日へと動員することは可能だった。ところがこの内戦期において、共産党がいかに教育を通じて国府の暴虐を説こうとも、国府は中華民國の支配の正当性を有している。共産党がここで極端で過

激な闘争を行えば人びとは離反して国府の統治の回復を待ち望むだろう。闘争を通じて現実的な利益（闘争の果実）をもって人びとを誘引しようにも当地域はもともと土地分配の不均衡は小さかった。大土地所有者のいる地域を除けば減租減息の段階で土地分配が終了した村落も多く、全ての人びとを満足させる闘争の果実は尽きつつあった⁽³²⁾。事実、この時期（別稿で述べた第2期）の『濱海農村』から読み取れる闘争の果実の実例は少なかった。

この戦後から五四指示、九一指示を通した時期の対地主政策は比較的穏健に進められたと言える。1946年10月25日公布の「山東省土地改革暫行条例」では山東省における土地改革の具体的な方法が定められた⁽³³⁾。田中恭子氏はこの条例に強制的な土地没収を容認する急進的な性格と、“徴購（強制的な買い上げ）”、ただし土地の代価を支払うという穏健な規定が併存していることを指摘している。この背景に国府支配地域の都市中産階級の同情・共感を得る必要の為に、土地改革を実際よりも穏健に見せかける必要があったという⁽³⁴⁾。

この状況が大きく変化していくのが1946年冬から47年初頭にかけてのことである。

V 国府軍の侵攻と土地改革復査の開始：1947年1月～7月

“土改復査”と“支援前線”の連携

本節では別稿の③の時期、土地改革（土改）の徹底化、やり直しを推進した“土改復査（覆査）”期の状況を述べる。1947年2月1日の毛沢東「迎接中国革命的新高潮」は、五四指示による土地改革の3分の1が未発動であったとして運動の加速を指示した。ここに全解放区での土改復査が正式に発動した。さらに2月11日には華東局は「關於目前貫徹土地改革土改復査並突擊春耕生產的指示」、いわゆる二・二一指示を発出、一部農民や幹部の富農化傾向を批判し、土地の公平分配を改めて要求した。これを機に濱海区における土改復査が加速することとなる。

この“復査”が毛沢東の発言の後に速度を速めたことは事実であるが、これを契機として始まったとする理解はやや不十分である。それ以前の史料においても復査という単語は土地改革のやり直しという意味で一般名詞として使用されている。当地ではこれに先立つ1947年1月に一部地域にて復査が開始されていたことが確認される。その例を以下の2本の記事に見てみよう。それぞれ臨沂と郟城の状況を描写している。

「臨沂の岔河、太平、茶山等の区では迅速に復査を完成させ空白村を消滅させる為に、それぞれ先進村から大量の優れた幹部、積極分子を抽出して『翻身大隊』を組織し、さらに各聯防を単位として、『翻身突撃組』を組織し、一個の点へと集中し、一方で空白村工作を突撃展開し、一方で本村の工作の援助をする。……。」（1947年1月11日）⁽³⁵⁾

もともと土改復査はある村落において重点的に実施されていた。この時期にはこのような先進的な村から遅れた空白村へと幹部・積極分子を派遣している。“聯防”とは十数箇村程度のまとまりを指しているが、この時期の臨沂ではそれを単位に運動を点から面へと広げようとしていた。

「戦況が急を告げる時、郟城では幾らかの幹部は支援前線工作に忙しく復査工作を忘れ、ある者は兩種の工作を前後に分けてやることを主張している。県委はこの種の思想情況に基づ

いて支援前線を主として同時に期を逃さず復査工作进行を完成させることを討論し決定した。」
(1947年1月7日)⁽³⁶⁾

注目すべきはこの“土改復査”が“支援前線”と組み合わせて実施されていた点にある。濱海区の各地においてこの両者はしばしば並列して取り上げられており密接な関係にあった。理念としては土改復査を通じた闘争の果実（土地など）の再分配によって人びとの積極的な参与を促し、支援前線、すなわち国府軍と対決すべく物資と人員を動員していく。これには公糧・軍糧などの物資の徴発と輸送、傷病兵の看護、輸送人員の供出など様々な業務が内包されている。次の記事には民兵の動員とその後の治安維持のための人員確保について述べられる。

「臨洮の東朱樊村では近頃特務の活動がとても激しく、絶えず謠言を広め電線を切断している。村幹部は検討した後にみんな民兵が発し家を守る者が少なくなったからだと言った。彼らはそこで自発的に幹部班を立ち上げ、小学校教員すらも参加した。武装して、故郷に留まる民兵と協力して歩哨に立ち商店を検査している。……。」(1947年1月9日)⁽³⁷⁾

南部の臨洮県はこの時点で戦場に近接していた。この村落では成年男子が支援前線あるいは民兵に充当する為に村落を離れており、人員不足に陥っていた。そこで小学校の教員すらも動員して治安維持に当たり、武装し歩哨に立ったという。

この記事には人びとの積極的に参画する様子が描写されている。だがこの段階で地域社会に生きる彼らが共産党の動員に自発的、積極的に応じたとは考えられない。確かに土地改革、土改復査による闘争の果実、土地などの分配が人びとの積極性を高める可能性は否定できない。しかしそもそも受益者たる群衆は、共産党の支配の継続を確信していたわけではない。共産党政権が崩壊し、国府の統治が回復すれば、土地改革で分与された土地所有権も再び奪われるかもしれない。

「しかし過去の土地改革の中で我々は古い契約文書を注意して求めなかった為に、多くの農民の心の中ではずっと躊躇しており、『契約書がなければ数日も耕せないだろう？』と考えていた。また加えて幾人かの悪者の地主が□□し（2文字不明）謠言を拡げ、『中央軍が来たら私の土地を一畝も削らせない』などと言い、彼の封建的統治を回復すること考えていた。幾らかの農民はそこで恐れて敢えて耕作をしようとしなかった。」(1947年1月17日)⁽³⁸⁾
このように人びとは土地契約書が無ければ所有権が確定されないという危惧を抱いていた。国府がその統治を回復したならば、地主の手中の旧契約文書により再び土地を奪われるかもしれない。それ故人びとの積極性は高まらなかったのである。これに対して共産党政権は旧契約文書の回収と新文書の発行によって人心を獲得しようとした。南部の日照県からは次のように報告されている。

「(文書が手元がないので)故に土地を得た農家は耕作をしても安心していない。ある者は肥料の糞があっても果実地(※闘争の果実として得た土地)に施そうとは思わない。……。土地を得た農家は古い契約文書を得た後にみな『これでちゃんと生産できるぞ!』と言い、支援前線もその意気込みが高まった。……。」(1947年1月27日)⁽³⁹⁾

この村落では契約文書を農民の手に渡すことで、ようやく人びとの生産意欲が向上し、さらに支援前線にも力が入るようになった、という。次の記事は別稿の第④期(すなわち七七指示以

降、本稿では第VI節)のものであるが、この新たな土地所有権状発行に関する編輯と農会幹部のやりとりの中から農民の契約文書に対する意識を読み取ることができる。

「『編輯同志：私には難題があります。つまり各村落の土地ですが、あるものはすでに分配されています。農民は普遍的に契約文書を作ることを要求していますが、どのように書けば適当なのか分かりません。返信をお待ちしております。劉RX』

『劉RX同志：……。その為今日土地が持ち主に戻ったという文書を作成する主な意味は、先祖が何時、誰の指導の下で生まれ変わり土地を分与されたかを後生の者に知らせることにある。文書上には次のように書いてよい。“某年某月某日、毛主席は貧しき人を領導して大いに翻身させ、土地はもとの家のものとなり、某某は土地いくらを分配された。”さらに四至を書き加えればそれでよろしい！ 様式についてどのように表すのが厳かで格好良いかは各地の農会が自ら相談して決定してよい。以上の意見を参考までに。編輯』」（1947年9月23日）⁽⁴⁰⁾

『濱海農村』編輯は、各地の農会が独自に様式を定め所有権状を発行して良いとアドバイスをしている。“毛主席が貧しき人を領導”の下りは権威となるものが何であるかを端的に表しており興味深い。しかしこのような文書は仮のものという性格が強く、人びとがどのようにこれを受容したかは不明である。ただ旧契約書の回収と新たな文書の交付が喫緊の課題であるという認識は広く共有されていたと考えられる。これは旧秩序はもはや回復することはなく、そこへの退路を断つことを意味していた。そのことにより人びとの情緒を高め、各種運動への積極性を生み出すことが期待された。

この旧秩序への逆行という危機感は、決して抽象的な意味ではない。この時期、本項目で取り上げた記事の舞台である臨沂、郟城、臨沭を含めた濱海区南部、そして北部の諸県は軍事的圧迫を受けていた。危機は現実的な問題として当地区の共産党の眼前に現れつつあったのである。

国府軍の侵攻と内なる敵

1946年10月上旬より国府軍が濱海区への侵攻を開始、同月下旬には臨沂・郟城地区が戦場となった。12月上旬、国府軍は北方の膠濟線上の高密より南進し、諸城へと進出、2月15日には山東省南部の中心都市臨沂が陥落した。1947年1月から2月にかけては当地域の新浦、東海、郟城などの各県城もまた国府軍によって奪還されている。臨沂は1948年10月10日、淮海戦役の直前まで共産党支配地区に対する国府軍の拠点であった。

共産党の認識に依れば、この国府軍の侵攻に呼応するように共産党支配に反発を覚える人びと、闘争にかけられた地主や旧指導者層、会門という秘密宗教組織が蠢動を開始した。これに対して1946年10月25日に濱海地委は国府軍の攻撃の焦点となった臨沂・郟城地区について「關於目前臨郟反特工作緊急指示」を發出し、臨沂・郟城にて逃亡地主、闘争対象とされた人びと、敵占領地区と往来する商人について調査し、さらに民兵から不純な成分の人間を洗い出すよう指示している⁽⁴¹⁾。このような人びとを“特務”と称し、彼らに対する“反特闘争”が提起されたのである。

これらの共産党に対する敵対行為は、大きなものでは叛乱や暴動、小規模なものでは謠言の散布があり、地域社会に動揺を広げた。例えば北部の莒県の記事は暴動と謠言の広がりを報告している。

「まさに蒋介石軍が我が濱海区に侵攻している時、……（様々な“特務”の事例を列挙）莒県桑園区で暴動を組織した。……。特務の葛YSは青旗会の頭目であり、彼は□□（2文字不明）をもって謠言を作り、思想的に遅れた群衆を惑わし、『中央軍がすぐにやってくるぞ、会門にいれば大丈夫だ』などと言った。……。」（1947年1月9日）⁽⁴²⁾

南部の贛榆県（現在江蘇省所属）・日照県（現在山東省所属）でも同様の事例がある。

「蒋介石軍が我が南大門口に侵攻占領した時、竹庭・青口ではいくらかの悪者の地主が謠言を拡げて問題を起し、これに加えて飛行機が飛び回り砲声が鳴り響き、幾人かの人びとは恐慌した。城関区では直ちに広く祝勝大会を開き、各鎮では黒板新聞で解説を宣伝し、悪者をその場で反省させた。……。」（1947年2月9日）⁽⁴³⁾

以上の2本の記事と同様の事例は他にも散見される。濱海区地委副書記であった孫漢卿の回顧に依れば、共産党統治下ではおとなしくその支配を受け入れたように見えた地主たちが、国府軍の侵攻のニュースに接してこれを歓喜して迎え、更に謠言を散布し共産党から群衆が離反するよう画策した、という。共産党は彼らを国府の指示を受けた特務という評価を下しているが、実際に国民党のスパイであるのかは定かではない。しかしながら地域社会内部で共産党の支配に対して、人びとが面従腹背であった一面は否定できないだろう。孫漢卿は「彼らがかように狂ったように我らに向かって侵攻し、人心が恐慌しているのに、反撃しなくてもよいだろうか」と回想している⁽⁴⁴⁾。ここで軍事的緊張の高まりは、むしろ運動の加速へと舵を切らせたと言える。そして内なる敵に対処する“反特闘争”を皮切りに、土地改革復査ならびに支援前線もまた加熱するようになるのである。この反特闘争のはらむ問題は、1947年4月以降に運動の過熱をもたらすが、これについては項目を改めて再論する。

反特闘争の問題

重ねて留意すべきこととして、当地域の場合これらの土改復査や支援前線といった運動は敵である国府軍と近接する状況の下で行われた。1947年1月から2月にかけての『濱海農村』には緊迫する情勢と急速に進展する運動、人びとの動員について述べる記事が数多く見られる。まさに戦場に肉薄する臨沂・郟城地区の状況を見てみよう。まず郟城の事例である。

「郟城の城関鎮では、砲火が連日続く状況の下で、一方で忙しく支援前線を行い、一方で各村において復査委員会を成立させ、土地改革時に処理が完了しなかった679部屋分の住宅、65畝の土地を完全に分配し、続いて土地を測量し新たな契約文書を作成し、217戸の住宅がない者が住宅を得、18戸の耕す土地のないものが土地を得、各団体は150人以上を拡大し、27人の労働婦女も自発的に婦女民兵に参加し、毎日槍を掲げて歩哨にたった。」（1947年1月15日）⁽⁴⁵⁾

この地区では“砲火が連日続く”中、支援前線と土改復査を慌ただしく執り行っていた。以下の臨沂の事例はより具体的である。

「(2月)15日、河西の敵は□裏村を砲撃し、この村の民兵はずっと河岸を堅持し、7組の耕牛を援護して安全に土地を耕した。19日、白家墩、黄家廟等の村落の群衆がちょうど肥やしをやっていると、□家墩の100余りの敵が出てきて騒動を起こしたが、遊撃隊によって撃退され、併せて敵10余名を殺傷した。……。」(1947年3月27日)⁽⁴⁶⁾

ここでは戦火の中、民兵の掩護の下で農作業に従事している様を読み取ることが出来る。濱海区周縁の軍事情勢は深刻の度合いを深めていた。特に4月以降は国府軍がその圧迫をさらに強め、濱海区地域社会で広く混戦状態が発生した。例えば次の記事のように莒南県では国府軍と共産党軍が収穫を待つ小麦を争奪する事態すら発生している。

「この度の溝頭区の思想教育はまず蒋介石軍の暴行を暴くことにある。またまもなく大反攻をするという教育を行い、さらに解放区は一つの家であり、団結、友愛、打倒蒋介石と掲げ、許口区の麦もまた我々自身の麦であると説明した。それ故今回の緊急の刈り入れは辺沿区の群衆にとって、時事教育を行う以外にさらに緊急なのは蒋介石軍の麦の強奪という陰謀を明らかにすることであった。……。」(1947年6月11日)⁽⁴⁷⁾

以上のそれぞれの記事からは、戦闘の合間に各種運動(支援前線、土改復査)、そして生産を行っている様子が活写されている。

だが地域社会内部での国府軍と共産党軍との衝突に対して、人びとの態度は必ずしも協力一辺倒ではなかった。それは動員された民衆の逃亡という現象に表現される。例えば南部の竹庭県(現、江蘇省贛榆県)で動員された“子弟兵団”についての記事を見てみたい。

「竹庭の子弟兵団は前線において鋤奸工作をうまくやり逃亡を減らした。彼らは出発に臨んでは道中いつも逃亡していた。その後城頭区小溝開荘の没落地主蔣J Rが隊内に紛れ込んで破壊を行っていたのを明らかにした。……。」(1947年3月1日)⁽⁴⁸⁾

「竹庭の前線における子弟兵団は、数日前に慰問団を組織し、故郷に戻って家族を慰問し、前線の状況を詳しく家族の者に聞かせた。家族の者はそれを聞くや心は皆喜び、特務が噂で『民夫はみんな八路軍に留められて兵隊にさせられた』という謠言を拡げているのを暴いた。……。」(1947年3月21日)⁽⁴⁹⁾

記事では人びとの優れた取り組みを称えているが、一方で敵の近接が必然的に人的・物的資源の動員を必要としても、その強制を嫌う人びとの不安、逃亡を招いていたことがわかる。

この人びとの逃亡や非協力の背景に、地域社会内部における地主による幹部の買収・籠絡、“特務”と抽象的に表現される敵の暗躍などが想定された。

「臨沂県岔河区の武工隊は龐家村において5人の特務を捕縛した。……。密かに「地下軍」を組織し、村内で進歩を偽装し、民兵の中に混入した、……。」(1947年4月17日)⁽⁵⁰⁾

この種の記事は『濱海農村』に多数見出すことができる。臨沂では国府とつながりのある地主が民兵組織の内部に食い込んで武装叛乱を計画していたとして逮捕された。また莒南県でも次のような事例がある。

「街町村は莒南県斗山区の比較的大きな村落であり、全部で280戸の家がある。農教会の荘HXと何人かの主要な幹部は全て地主の荘ZHと荘ZZら数人の悪党に買収された。……。」(1947年6月29日)⁽⁵¹⁾

ここに登場する荘HX、ZH、ZZは本店荘氏の一支派に属する族人であると推測される。おそらく同姓という関係も作用し、同族間での地主による幹部の買収が行われ、両者の癒着が批判されたのである。

1946年10月以降濱海区周縁の軍事情勢が緊迫化する中、特務に対する闘い、“反特闘争”が提起された。特に1947年4月の危機の拡大以降、夏に至りこの動向は盛り上がりを見せるようになる。4月8日から9日に濱海地委が開催した県委書記聯席會議において「従反特入手進行土改復査（反特闘争から着手して土改復査を行う）」という方針が定められた。これにより運動は極端な方向、左傾へと進んでいく⁽⁵²⁾。先の孫漢卿の回想に依れば「民主政権の強化、支援前線を行い、群衆の後押しをする為に、反特闘争（反特務闘争）から着手して復査を行うこととした。」だが彼は反革命分子の鎮圧は必要であるにせよ、「“反特”のスローガンを掲げたのは間違いであった。なぜなら彼らが中統や軍統でなくとも、すべて特務と呼んで、境界が入り混じっていた」と述べるのである⁽⁵³⁾。実際に中統（国民党中央執行委員会調査統計局）や軍統（国府の軍事委員会調査統計局）の指示を受けて地域社会で破壊活動を行う者がどれだけいただろうか。誰が特務で誰が特務でないのかはっきりしない中、共産党の政策に疑義を唱える者、過去国府に協力した者、消極的な者、これら全てが特務と認定され闘争の対象にされる危険が払拭されなかった。これは後に詳しく見るように1947年夏のテロルの一因となった。

基層幹部の質・量の問題

濱海区の共産党は“反特闘争→土改復査→各種運動”というように、内なる敵に対する闘いを通して人びとを動員し、土改復査・支援前線、そして様々な運動へと拡げていく方針を策定した。本稿第V節で述べているように土改復査と支援前線は相互に密接に結びついている。反特闘争は取りかかりとして、土改復査は各種運動へと展開していく要（かなめ）として位置づければ理解しやすい。以下の記事「復査は万事の本であり、谷陽区では果実を分配して各種の工作はうまくいった」の標題が示すとおり、土改復査を通して闘争の果実を分配することでその他の運動が進展したのである。

「竹庭県の谷陽区は、以前の工作ではずっと受動的であり、少しやってはまた少しやり、指導上において取りかかるべきことが多いのを嫌っており、群衆の意気も強くなかった。分区ではこれでは良くないと感じ、そこで会議を開いてこの問題を検討し、こうしてようやく原因を突き止めた。主なのは過去の土地改革の中で果実は処理が完了しておらず、群衆の情緒も高くないことだった。……。429戸の群衆が果実を得、皆の生産と支援前線の意欲も漲ってきた。」（1947年4月23日）⁽⁵⁴⁾

以前の運動では群衆は受け身であったが、今回改めて復査により闘争の果実を再分配することで、生産意欲と支援前線の情緒が高まったと述べている。

前項で引用した孫漢卿の回想によれば、この取りかかりとなる反特闘争は本質的に暴走する危険性を内包していた。だが共産党政権がこれを統御する能力を備えていればある程度抑制を働かせることが可能だっただろう。ところがこの時期の濱海区では運動の統制と指揮を執るべき共産党の組織の弛緩と基層幹部の低い素質、絶対的な数的不足が深刻な問題となっていた。

「敵が臨沂を占領した後、大部分の武工隊員と幹部には 2 種類の思想が生まれた。1 つは単純な時間を数え主力を待つものである。2 番目は単純な遊撃を行う思想である。……。」（1947 年 3 月 31 日）⁽⁵⁵⁾

一部の幹部は国府との対決を避け、主力の到来を待ちゲリラ戦を展開しようと考えており、意欲に乏しかった。

さらに共産党支配下の地域社会において闘争を経た後の幹部の腐敗も見られた。例えば次の記事は幹部たちが以前の闘争で闘争の果実を私物化していたと報告している。

「すなわち翻身のただ中で、公平合理的な果実の分配をせず、幾人かの幹部と農民は多めに果実を分与され成金となり、富農となり、村内の赤貧を消滅させる術を無くしてしまった。……。」（1947 年 4 月 15 日）⁽⁵⁶⁾

この記事の紹介する事例に対して『濱海農村』編輯は追加して次のような見解を示した。

「軍属の富農傾向に対する処理原則は基本的に一般の富農傾向に対する処理原則と同様である（本紙 200 期 2 頁の『富農傾向を語る』（※直上の記事を指す）ですすでに説明している）。さらに注意すべき事は……（二）土地改革の時、多くの村では擁軍田をおいたが、これらの擁軍田はあるものは村幹部が個人的感情を働かせて、或いは村幹部が即ち軍属であった為に、結果あいまいに土地の権利を確定してしまった。……。その為不合理なところがとても多く、富農傾向を修正する中ですべて適切な解決が必要となった。……。」（1947 年 4 月 27 日）⁽⁵⁷⁾

これらの幹部は土地改革の結果、他の人よりも広い土地を占めるようになった為“新富農”と称される。また擁軍田（軍人の給養のために取り分けられた土地）など共有地・公有地の設定についても不合理と不公正があったという。幹部の行為に瑕疵があったかどうかは判断出来ないが、これらは次節で述べる幹部に対する批判と貧雇農路線への転換の理由付けの一つと扱われるようになる。

また基層幹部の間では土改復査を行う動機に対する疑義が根強く存在し、それ故にこれ以上の運動の展開を望まぬ風潮が広がっていた点も指摘せねばならない。すでに日中戦争中の減租減息運動で土地所有の不平等は正が済んでいる村落があり、そこではさらなる土地の分配の必要性は無かった⁽⁵⁸⁾。このような幹部の認識は現実に基づいたものであったが、以下のように繰り返し土地改革の推進、復査の必要性が説かれている。

「ひとたび復査を始めてみても、皆さんはもしかすると復査すべきものがないと感じるかもしれません！ しかし事実上まだ多くの解決せねばならない問題があります。以下の幾つかの例を見てみましょう。第一に、……。」（1947 年 4 月 13 日）⁽⁵⁹⁾

この後の下りでは赤貧の存在、特務地主に脅迫される人びと、土地改革の未徹底による封建的統治の残存などが列挙され、土地改革の更なる展開を強く求めている。以下の記事はその“没的査（復査するものはない）”思想の打破を呼びかけている。

「莒南県卮坊区では過去の土地改革の時に、幹部がただ任務を完成させることだけをしていたので、極めて不徹底であった。……。このたび県より自ら人を大鉄牛廟村に派遣して深く調査してみたところ、多くの重大な問題が明らかとなり、直ちに幹部の『復査するものはな

い』という思想を打破した。……、闘争果実は大部分処理されていないか、或いは処理が不
適当であり、赤貧戸は全聯防区の戸数の 7%を占めており、村幹部の問題も深刻であり、更
に区幹部全体を教育した。」（1947年5月7日）⁽⁶⁰⁾

これまですでに闘争が完了していたとされるところでも、闘争の果実の処理が適当ではないと
指摘し、併せて土改復査の必要性を認めない幹部の態度を批判した。土地改革、土改復査はそ
の他の運動を發動していく役割を担っている為に、土地偏在の程度の如何、分配すべき果実の
有無は問わず、実施するか否かが重要なポイントであった。

さらに幹部は積極性と質の低さ以外にも、数量の点でも不足しており各種運動の展開に不都
合を来していた。

「多くの幹部が支援前線に出発した状況の下で、莒南県委は普遍的に『聯合村』という方法
を実施し、幹部の欠乏という困難を解決することを決定した。同時に大量に幹部を養成抜擢
することができ、すなわち良好な村落を中心とし、周囲の村落の村幹部をまとめて一つの工
作組あるいは委員会を成立させ、統一してこの数箇村の工作を指導するのである。……。」

（1947年3月9日）⁽⁶¹⁾

濱海区では基層幹部が支援前線の為に動員され、その欠を補う為に幹部の担当地域の区割り変
更と新たな積極分子の選抜と登用を進めた。

「（濱海）地委は次のように指摘した。……上述のこれらの工作を完成させる時、さらに支
援前線を疎かにできず、必ず戦争の一進一退の形勢に合わせて、一方で支援前線を行い一方
で復査を行う。人びとに先頭に立つ者、少なくとも 10 人の中から 1 人或いは 2 人を探すよう
求め、5 月末までに完成するように努力する。」（1947年4月13日）⁽⁶²⁾

濱海地委は土改復査と支援前線の結合の必要性を述べ、群衆の中からリーダーシップを取る者
を抜擢しつつ、各種運動を 5 月末までにおおよそ完成させることを見込んでいた。ただし全体
的にみると当地区の幹部の質と量の問題は深刻であり、それ故に共産党が運動を完全に統制・
指導するという事は困難であったと言える。

“過火（行き過ぎ）”の兆し：中農侵犯

この“反特闘争→土改復査→各種運動”という図式が設定されている以上、土地改革が終了
した村でも復査を發動していかねばならなかった。先に述べた“復査するものはない”という
幹部の認識は容認されなかった。ではもともと土地の偏在がなかった村落、分配すべき闘争の
果実が尽きてしまった村落ではどうすべきか。

「日照県のある地方では、中農の利益侵犯という悪習を注意して修正し、中農の利益を賠償
するのを開始した。碑廓区では反特復査の中で中農利益の侵犯が比較的普遍的に見られた。
……。」（1947年6月13日）⁽⁶³⁾

中農保護は土地改革の基本方針であった。だがこの記事は反特闘争→土改復査という過程の中
に暴走の危険性が内包されており、中農の財産への侵犯が発生したことを明示している。“悪
習”という表現は、まさにこの望ましくない事態が容易に発生し得たことを表している。前提

として闘争の果実として分配する資源が欠乏する以上、中農の財産に手を付けないことは難しい。中農侵犯への垣根は低かったと言えるだろう。ただし形式上共産党はその都度抑制に努めていたのであり、次節で議論するこの後の段階に比べるならば、7月以前はまだ統制がとれていた。

次の1947年7月1日の記事に記される濱海区地委の認識によれば、莒南・日照・莒県3県の土改復査は6月末までに一段落を迎えたと評価されていた。

「兄弟たちよ！ 4月前半に我が濱海区共産党の総機関（すなわち地委）が会議を開き、我々に復査工作の段取りをつけて以後、莒南、莒県、日照の3県は、……、現在大体任務を完成したと考えられ、大封建地主、特務はすべて倒された。」（1947年7月1日）⁽⁶⁴⁾

4月から6月にかけての復査の結果がここで報告されている。この記事の標題には「14,375中畝（1中畝＝1.5官畝、約21,563畝）を分配し、14,774戸の赤貧が衣食を得た」とある。これらの運動に付随して地主、特務などが全て打ち倒されたという。

この記事の直後、7月初旬に入ると共産党の政策はさらに急進化し、所謂左傾、“過火（行き過ぎ）”へと向かっていく。節を改めてその状況を論ずることとする。

VI “戦火の土地改革”：1947年7月7日（七七指示）～同年冬

1. “戦火の土地改革”

中心区の全面的危機

本節は別稿の④の時期、1947年7月から同年冬までの状況をたどる。1947年7月7日華東局は「關於山東土改復査新指示」（七七指示）を發出し、土地改革の全面的な見直しと運動の加速、貧雇農に対する土地分配の強化を指示した。先行研究に依れば1947年夏以降、特に冬から48年の春にかけて華北の解放区で極端な政策が実施され、各地で激しい暴力と人権侵害を伴う運動が展開された。この要因を貧雇農に主導権を握らせ、その自発性を高める目的の下での全体的な左傾に求めることは可能だろう。1947年7月17日から9月13日にかけて河北省平山県西柏坡村で開催された全国土地会議において運動の加速が決定された。これまでの土地改革の不徹底が述べられ、消極的な幹部に批判を加え、各解放区での土地の均分の推進、貧雇農路線の採用が改めて確認された。同年10月10日には中国土地法大綱が公布され、土地均分と村の“民主”（＝権力を幹部より奪取し貧雇農の手に委ねる）ことを定めた。その後、1948年春にかけて各解放区でテロリズムの容認を含めた極端な政策が顕著となった⁽⁶⁵⁾。

この全体的な傾向の一方で、各地のおかれた条件も勘案する必要がある。『濱海農村』の記事を通覧すると1947年8月、9月は暴走していく運動の様相を呈しているが、同年末にはむしろ終熄へと向かっている。この左傾という現象は当地域の場合、緊迫の度を深める軍事情勢と時期を同じくしている。七七指示發出と同じ頃、国府軍は濱海区への圧迫をさらに強め、再度その中心地区への直接侵攻を開始し、共産党の支配地域は大きく動揺した。濱海区南部の臨沂や郟城はこれまでも国府軍との対峙が続いていたが、この後は莒南などの中心区においても地

域社会内部での戦闘が発生した。

ただしこの国府軍の中心区への侵攻は共産党にとって予期されたものではなかったようだ。8月濱海区の中心区ではその危機への対応は進んでいなかった。

「敵は死に臨んで妄りに足を踏み出して、軍を送って我が濱海区を掃蕩しようとしている。最近の情報では敵は既に我が中心区に進んでいる。……。我々には8、9年の反掃蕩闘争の鍛錬があり、無数の英勇頑強な地方武装、民兵、爆破隊があり、とりわけ最近1、2ヶ月の翻天覆地の土地改革運動の中で、翻身した窮爺（※貧しき者）たちがおり、闘争の力量は格別大きい。……。しかし我々はまた否定することは出来ない。中心区の比較的長期の平和な生活により、我々の一切の戦闘組織、戦闘作風はいくらか弛緩してしまった。私達の思想もまた少し太平によって麻痺してしまっている。……。」（1947年8月27日）⁽⁶⁶⁾

記事は日中戦争の8年間の経験、土地改革を通じた人びとの支持拡大を誇っている。そして4月以降の復査の盛り上がりによって彼らを発動できたと自賛する。だが一方で同時に長らく平和であった濱海区の中心区では「太平思想」が蔓延し、戦闘組織もまた弛緩していたことも認めている。

日中戦争時にも日本軍の掃蕩により根拠地は危機に見舞われた。その当時の共産党の運動は情勢が比較的安定した地域で行われた。根拠地の辺縁区など不安定な地域においては、過激な運動は住民の嫌悪を招き、敵側への投降をもたらすという危険性があった⁽⁶⁷⁾。ところが1947年夏の軍事情勢の下で各種運動は暫時見合わされることはなかった。反対に、戦闘が中心区の地域社会の中で発生した為に、その対処に追われながら復査、生産、支援前線という運動がより過熱して繰り広げられたという特徴がある。前節で検討した1946年末から47年春にかけて臨沂・郟城で見られた戦闘と運動の同時並行が、濱海区全域に拡大したのである。本稿ではこの軍事的緊張下での運動の展開を“戦火の土地改革”と称している。

戦火の土地改革

以下、7月から8月にかけて、戦火の下での各種運動の展開を見てみたい。まず年初以来国府軍の掃蕩を被っていた最前線の郟城の事例である。

「郟城県某村の農民は不断の戦闘のさなかに、先月（※7月）28日に全村の悪い地主を豚の群れを追うように逮捕し統制下においた。……。4日の日、朝食を食べたばかりの頃、突如として村の東で敵の動きがあり、……。 （民兵たちは）村全体を掩護して撤退した。午後蒋介石の鬼子が村を離れて5里もいかないところで、窮爺（※貧しき者）たちはまた戻ってきた。……。その晩、悪者の地主の張QYを闘争にかけようとして、某荘はまた鍋が沸騰しているかのようだ。」（1947年8月25日）⁽⁶⁸⁾

郟城県は県城を国府が占拠しており、同県の共産党の支配地域はその周辺に広がっていた。地主に対する闘争を展開する最中に戦闘が発生したので、人びとは村を放棄して難を避けた。戦闘が終了し国府軍が撤退した後、5里（2.5 km）も離れていないのに住民は帰村し闘争を続けた。以下、同じく郟城県の記事であるが、ここでも国府軍が肉薄する中で闘争を展開する様を見ることが出来る。

「郟城県の掛剣区の某村では先月（※8月）蒋介石軍が還郷団千余人と協力して三路に分かれて沭河東岸と馬陵山一帯を『清剿』した時、敵はわずか10数里離れるだけで、砲声は鳴り響いており、わが民兵は南嶺へ行って歩哨に立ち、村全体の400の老若男女は緊張して鬪争の果実を分配した。……。三日三晩の努力によって全ての果実を分配し終えた。……。」（1947年9月3日）⁽⁶⁹⁾

記事に登場する村落では10里（5km）離れた地点に敵がいるにもかかわらず、鬪争の果実を分配していた。次の記事は濱海区の中心地区の本店を描写している。当地は日中戦争時より根拠地の中心であったが、ここもまた国府軍の侵攻を受けることとなった。

「莒南県の本店区では先月（※8月）に蒋介石軍が『掃蕩』に来た時、多くの村では変工組がただちに転移組となった。民兵はみな前方で歩哨に立って掩護し、そのため群衆はとてもし落ち着いて、敵が去れば直ちに帰宅して秋耕を行った。……。」（1947年9月10日）⁽⁷⁰⁾
人びとは国府軍の掃蕩に際して避難し、そして戦闘終了後に直ちに秋季の畑起こしに取りかかった。このように共産党の土改復査・支援前線をはじめとする各種運動は国府軍と近接する中で行われたのである。

前節で検討した通り共産党の認識によれば地域住民の中には反抗的な“敵”が混在していた。その謠言に乗せられ人びとは離反し、同時に幹部も数が少なく積極性に乏しいという困難があった。今一度繰り返すならば、共産党にとって日本軍はナショナリズムの発揚に訴えかけることの出来る“説明しやすい”敵であったが、国府は同じ中国人であり、なおかつ現時点での中華民国の支配の正当性を有している政権である。地域社会の人びとがこれに傾斜する可能性は強い。全面的な軍事的危機の中、各種運動の障害となるものが“特務”によるものと断定することは分かりやすい構図だった。反特鬪争を取りかかりとして土改復査、支援前線を組み合わせる中で、国府統治の復活を待ち望む人びとの排除もまた急務であった。その内なる敵が地主など地域社会のかつての指導者層と目されたことは想像に難くない。

2. 窮爺（貧しき者）たちの鬪争：“農民”から“常民”への拡大

掉隊（落後）した者の参与

この頃から『濱海農村』の記事には“窮爺（貧しき者）”という用語が頻出するようになり、彼らが運動の主体として位置づけられていく。

本項では今次の鬪争の主体となる人びと、この“窮爺”と呼ばれる人びとについてより詳細に考察する。以前の運動では地主から土地を没収し貧雇農にそれを分与していたのだが、素寒貧、ゴロツキ、ならず者など嫌われ者、言わば村落秩序の周縁にいる人びとは鬪争の恩恵にあずかることはなかった。統計上、彼らは貧雇農より下の“赤貧”に区分される人びとである。かつて“掉隊”（落後）した彼らは、今回の運動では取り込みの対象と見なされるようになった。以下は村幹部から寄せられた、ゴロツキなどをどう扱うべきか、という質問に対する編輯からの回答である。

「……、（これらの人は）村落で一般的にゴロツキと見なされているが、彼らにともに鬪争

に参加し果実に預かせないのは不適當である。……。」（1947年7月17日）⁽⁷¹⁾

彼らのような者は忌避・排除されていたのであるが、それは誤りであるとして批判された。また貧しいにもかかわらず闘争に参加しようとしなかった者は“窮頑固（貧しい頑固者）”と呼ばれる。彼らに対しても次のように積極的に勧誘が行われ運動の隊伍に組み入れられた。

「私は馮F Jという名前で、家は五蓮県の馮家坪、素寒貧の出身です。……。昨年私の馮口S且那を闘争にかける時、幹部がまた私を呼びに来ましたが、……。私はちょっと考えてやはり行きませんでした。村幹部は怒って私を農教会から追い出しました。その後続いて土地を分配しましたが、村幹部は私に与えるのを望まず、しかしまた私がいかに貧しく、汲々としているのを見て、ようやく0.4畝の土地を呉れたのですが、私が要るか要らないかを尋ねませんでした。……。そこで私は『良いことがあっても俺を呼びに来ないが人足を出す時には俺を呼びに来るんだ！』と考えて心の中はうれしくありませんでした。人足を出すというのを聞けば私は逃げ隠れしていました。それからみんなは私を『窮頑固』と呼びました。……。」（1947年7月19日）⁽⁷²⁾

彼は村幹部からも嫌われた存在であり、これまでの土地改革では十分な果実を分与されなかった。同時に彼自身も共産党の運動からは距離をおいていたのだが、今回の闘争の中では主体的に取り組むようになったのである。以下はこの窮頑固が農会の委員に抜擢される例である。

「莒県の陳家城子の于F Zは他人の為に2世代の間、土地を耕していた。減租し找工（※無償労働への賠償）をしようとするると彼は『人さまの肉を切り分けてもらっても自分の身にならない』と言い、幹部はそこで彼を団体に参加させなかった。今回貧雇農の陳Y Cが彼を貧雇農小組に参加させるよう動員に行くと、彼は『私はどうして土地が要らないかって？ 減租の時幹部は私にはっきり言わなかったから、私は敢えて求めなかった。前回の復査では私に分配されたのは全部良くない土地、遠い土地だったから、私はやはり要らなかった！』と言った。その後みんなは彼がとても積極的になったのを見て、彼を農会委員に選出した。」（1947年10月5日）⁽⁷³⁾

彼もまた上述のようなゴロツキやならず者と同様で、これまで顧みられることなく放置されてきた存在である。このように土地改革の恩恵にあずかることのできなかつた人びとが一定数いたことが看取される。以下の記事はやや後のものであるが、雇工として人の耕地で働いて生計を立てていた“ならず者”が従来の運動から排除されていたことを表している。

「莒南県の小嶺村支部では、貧雇農を發動して地主に対して清算闘争を実施した後に、また更に隊列から外れた窮兄弟（※貧しい兄弟）がいらないかどうかを調べた。戸ごとの調査で、4戸の雇工がおり、さらに彼らはみんな貧しい『ならず者』だったのを発見した。……。この度支部はこの4人を招集して、検討を行い、過去彼らの問題に対する処理が不適當であったと説明した。……。」（1947年11月11日）⁽⁷⁴⁾

かつての土地改革は地主と一部の富農より土地を取り上げ、これを貧雇農に分配するものだったと言えるだろう。これは“農民”の範疇での闘争であったと言える。ところがこの度の闘争は脱落していた村落秩序の周縁にいた者も含まれるようになり、彼らへの闘争の果実分配が行われた。いわゆる革命は全人民、言わば“常民”へと拡大され、新たに彼らに対して果実を分

配し、組織化と動員が行われたのである。このような運動の中で主体となるべきは貧雇農のみならず、さらに“ゴロツキ”“ならず者”を含めた“窮爺”と総称される広範な人びとであった。当地の貧雇農路線とは、これら窮爺を含めた闘争、持たざる者による持てる者への攻撃という性格を強く持つようになった。

老幹部に対する批判と窮爺たちの闘争へ

日中戦争中の1942年、共産党は連合抗日のスローガンの下で地主層との連携を強化し、その友好的な分子の取り込みを積極的に図ってきた。その一方で反抗的な地主に対しては孤立させ大衆運動によってこれを打倒していった。当地域では43年下半年にその傾向が強まり、44年春には大店荘氏の中の特に悪質な分子に対する闘争大会が開催され、荘英甫という人物がその代表として攻撃された⁽⁷⁵⁾。この間、減租減息運動、査減運動、土地改革を経て地主層は土地財産を奪われていったが、共産党に共感し協力する地主、つまり“開明地主”はその立場を保全されていた。彼らの中には基層幹部や村落の帳簿係、識字班の教師などとして政権に関わる者もいた。だが1947年夏の闘争はこれまで闘争にかけられた者のみならず、これら協力的な分子を含んだ地主層全体が対象となるのである。

「減租減息、土地改革復査のただ中で、過去に指導上地主と富農に対する配慮が比較的多かった為に、我ら耕す土地がないか少ない窮爺たちには多くの制限があった。……。しかしあの大きな腹の人たちを見てみると、少数の開明的なものを除いて、多くは表面上何畝かの土地を出して、貧しさを装い、その実やはりたらふく飲み食いしている。腹一杯になれば、悪知恵を働かせて我ら貧民に立ち向かい、中央を思い焦がれるだの、特務をやるだの、反攻するだの、（1文字不明？）冊子を作るだのする。……。」（1947年7月9日）⁽⁷⁶⁾

減租減息から土地改革復査に至るまで、地主・富農層に対する優遇があり、彼らが共産党政権に対して不誠実であり、そして心の中では中央（＝国府）を慕い、反攻を企てていると指摘する。

そして窮爺が主導権を握り、地主・富農の階級全体を敵と見なすようになる一方で、次の記事が示しているように従来の運動を主導してきた幹部に対してもまた批判が加えられた。

「臨沭県の桃園区の土地改革復査工作は10日間実施し、すでに50箇村余りが発動している。現在、以下の3つの偏向が現れている。（一）指導上現在の情況に満足し、階級路線が不明確で、少なからぬ村落で全面的に貧雇農を発動するのを忘れており、あるものは男を発動し女を忘れている。店頭では貧雇農小組の中にさらに富農がおり、あるものは中農を小組長にしており、貧雇農に対する教育も劣っており、その為階級観念がぼんやりしている。（二）老幹部が請け負って代わりを務め、窮爺たちは主導権を握っていない。……。 （三）地主に対する管理が厳しくなく、浮財（※動産）の追求が断固としておらず、ある幹部は地主を貧雇農に渡して処理させようとせず、さらに窮爺たちに対する教育も不足しており、窮爺たちの地主に対する敵愾心を啓発していないので、地主はさらに頑強になり、窮爺たちは気が抜けている。……。」（1947年8月9日）⁽⁷⁷⁾

このような群衆全体の発動に際し、貧雇農以外の成分の幹部への混入、貧雇農に対する教育の

欠如が批判された。このような幹部から運動の主導権を奪い、窮爺たちにそれを委ねるよう要求された。さらには地主に対する敵愾心をあおり、その処分を窮爺に任せることも併せて述べられている。次の記事は闘争の主体が幹部の手から窮爺へと移っていく様を象徴的に描いている。

「莒南県の胡家官荘の村幹部は、聞くところによると窮爺たちに自分たちで主導的に復査を行わせ、『うまくいかないんじゃないか?』と言った。区の各教会長の老宋は『過去に大店地主と闘争した時、あなたも幹部ではなかった、どんなふうによればよいのかね? 旧社会では我ら農民は主人にはなれず、見たところまるで能力がないかのようであった。その実、我ら農民は能力と前途がある』と言った。……。」(1947年7月17日)⁽⁷⁸⁾

老幹部は窮爺に運動を任せるにあたって些かの危惧を抱いている。反対に新たに運動を展開する者も「どうすればいいのか」と反問しつつも運動に対する意気込みと自信を示している。そして各村落で窮爺たちが主導権を握る運動、貧雇農路線が方針となった。

以上の運動は何らかの決まり事に則って行われたのではなく、未経験の者たちが手探りでやっていくことが明らかであった。事実、この頃から運動は情緒的、衝動的な性格を帯びるようになった。村ごとで様々なスタイルで、おしなべて競い合うかのように過激さを増していった。第1項で述べた全体的な軍事的危機の中で、それぞれの村落でも窮爺たちが敵と見なされる人びとに対して闘争を繰り広げていく。戦火の土地改革は必然的に暴走する要因を抱えていた。

3. 運動の暴走へ

七七指示の後、窮爺たちの貧雇農路線の下、濱海区の運動はより過激になっていった。1947年7月下旬、濱海区は全ての地主の私有財産を否定し、併せて各機関の公有地も窮爺たちに分配するように指示を下した。

「(一) 凡そ地主の土地や家畜、農具など一切の財産は全て非合法であり、一律に我ら貧雇農が管理し、徹底的に処理し分配する。抵抗し破壊する者は政府が法に照らしてこれを処理する。(二) 各機関、部隊、学校、政府、群衆団体は過去に漢奸、悪覇地主より没収した家屋、全ての復員田、学田、公田、塩田等をもって、一部を農業試験場にするのを除いて、それ以外は一律に窮爺たちに処理分配させる。もし窮爺たちの土地がまだ足りなければ全ての土地を返還させる。……。」(1947年7月25日)⁽⁷⁹⁾

この中で土地の偏在の是正徹底、土地の均分が要求された。この記事で明言されているように本来は分配の対象とはならない地主の家屋や私有財産の類いも一切が非合法とされた。この頃から実際に以下の3本の記事のように地主の財産の差押えが行われた。

「莒県の中楼区の67箇村では、農民代表大会を開いてから、各村であまねく農民糾察隊が成立し、700余りの雇農貧農青年が槍を持ち、全区で革命大戒厳を執行し、地主を一人として逃亡させず、物品も少しも運ばせないようにした。……。牛店子村では、頼りにならない富農の民兵に対して、おしなべて槍を渡して白黒を分別せず地主を管理し、闘争の果実を見張らせた。……。孫山郷の18箇村では全郷査財運動を展開し、それぞれの村で、地主が持ち去

った物品を調べ、ある地主は親戚や友人の家に逃げて隠したのもも査出した。」（1947年7月29日）⁽⁸⁰⁾

まずこの記事によれば、地主の行動の自由を奪い、徹底した査財（家捜し）が行われた。なお牛店子村のケースでは、富農出身の民兵を運動に参加させているということが批判されており、あくまで貧雇農が中心でなければならないことが改めて示されている。以下は家屋の接収に関わる記事である。

「検査の結果6箇村だけの調査では合計880戸あるが、その中には165戸の赤貧がいる。1人当たり平均0.8畝にも及ばず、112部屋あるが5人でようやく1部屋あるだけで、さらに97戸はいまなお地主の部屋を借りて住まねばならない。ところが鎮全体の105戸の地主は509人で1,475部屋の大きな住宅と532畝の土地を占めている。……。」（1947年8月5日）⁽⁸¹⁾

「日照県望海区大堯王城村では精査を通してまたしても地主丁WYが3人で6部屋の家、安BTが2人で3部屋の家に住んでいるのを見つけ出した。……。貧雇農が点検を行ってから、全員が10月10日の日に全村で大引越しをすることを決めた。」（1947年10月21日）⁽⁸²⁾

以上3本の記事に描かれる地主財産の取り扱いについては別稿でも述べている。査財運動の名の下で、家屋の没収、さらに些細な食料、家具、什器、寝具、農具など全ての財産が没収され闘争の果実とされた。地主のみならず富農層もその対象となったことで地域の農業生産を牽引してきた“篤農家”たちもその姿を消していった⁽⁸³⁾。

さらに闘争の対象は“敵”と見なされた地主や富農だけではなく中農、さらには共産党政権に協力的であった開明地主、荣誉軍人などの功労者、村幹部も含まれるようになった。以下、その具体例を挙げる。

「諸城県昌城区の徐家岔河荘では、……。みんなが『地主は少し遠い土地、悪い土地を提供して、さらに“開明士紳”の名を得ている。……。』と言う。……。中農に上昇した徐大娘は『可哀相な地主のおじいさんはおいくつになられたのですか』と言う。村長（中農）も『徐ZMを闘争にかけたら、帳簿をつける人がいなくなる！』と言う。……。中農はみな自身の動揺を検討し、最後には『断固として貧農と共に歩む！』と言って、皆は直ちに団結した。翻身して土地を多めに手に入れた10戸の家は自発的に30畝余りの土地を提供した。……。』（1947年7月29日）⁽⁸⁴⁾

この記事に登場する地主は開明地主として村の会計業務に従事していた。村落内での評判も悪くはなかったようで、村人との関係も良好だったことが読み取れる。しかし彼はかつての闘争の過程で不正を働いたと告発され攻撃の対象となった。もともと彼に同情的であった中農もまた踏み絵を迫られ、貧雇農路線に従うこととなった。

続いて大地主荘氏が居住していた莒南県大店の記事を紹介する。ここに登場する人びとはすべてその族人であると考えられる。

「莒南県大店鎮の荘ZYは明清時代を通して悪霸地主であり、過去に千畝余りの土地を購入していた。抗戦が始まり、彼の一家7人はまだ100畝余りの土地を所有していた。双減（※減租減息）の時、彼は一方で進歩を装い、一部の土地を窮爺たちに提供し、また自発的に村内の会計を手伝った。一方でこっそり村外の土地を売り払っていた。……。この時家には7

畝の土地があるだけで、表面上はとても苦勞をしているようであった。冬には単衣の着物を着ており、また中農と自称し農救会の中に混じり込み、隣の地主が闘争にかけられている時に、彼は急いで物品を運び出した。その実、彼は土地の搾取を商業の搾取に改め、やはり形は変わっても中身が変わらない地主であり、表面上は貧窮を装うが、実際は鶏、魚、肉、卵を絶つことはなかった。……。」（1947年8月9日）⁽⁸⁵⁾

「莒南県大店区の街町村では、『細査』を経た後、復査工作がまったく徹底的でなかったのが明らかになった。3戸の地主はまったく処理されておらず、例えば莊ZHは村内で帳簿付けと識字班の先生を担当しており、4人家族で標準的な土地60畝(?)余りを所有しており、飲む水はすべて人が汲んだもので、食事は常に4皿、せんべい入りの卵スープがあった。」（1947年9月2日）⁽⁸⁶⁾

この2本の記事で批判の対象となった2人の莊氏の族人もまた村の会計係や識字班の教師を担当していた。彼らのように文字を理解し計算の出来る村の知識人は政権にとっても必要な人材であった。それ故に本稿の前段で述べたように、彼らの中で共産党に協力的な者は開明地主として重用され、一部は幹部となっていた。1本目の記事のように土地経営から商業経営に転換したのは、第Ⅲ節の時期の共産党の政策に従ったものである（前掲註29、30）。その時点では高く評価されていたのだが、この1947年の夏になると彼らは農民らしからぬ、地主的な暮らしぶりが指弾され闘争にかけられた。さらに開明地主のみならず次のように功績のある者もまた闘争を逃れることはできなかった。

「大店鎮の窮爺たちは地主に対して全ての債務を清算する時に、自主的に農民糾察隊を作った。先月30日に1500余りの貧雇農は糾察隊の擁護の下、7隊に分かれて全鎮105戸の地主をすべて逮捕し管理下に置いた。特務地主『四喜堂』の家人の時には、一人の榮譽軍人が、地主の家と親戚関係にあった為に、逮捕させないように擁護した。糾察隊は彼を丁寧に諷めたが聞き入れなかったため、その時彼も逮捕して、農会の処分に委ねた。」（1947年8月5日）⁽⁸⁷⁾

これは大店莊氏を構成する地主家族“四喜堂”が敵と通じた特務地主として攻撃されたときのことである。明らかに共産党政権にとって功績のある榮譽軍人がその擁護に当たったために逮捕されることとなった。その親戚であるということから彼自身も大店莊氏の一人であると考えられる。当初、糾察隊も彼に対しては遠慮をしていたようであるが、結局彼の敵性が明らかとなった以上、処分を免れることはできなかった。

敵性のある人びとの逮捕：還郷団の家族

以上のような地主・富農のような階級だけでなく、国府側と通じる可能性のある者もまた攻撃の対象となった。例えば共産党支配に抗い、故郷を奪回することを目的として結成された“還郷団”などが挙げられる。還郷団の構成員自体は、自発的に参加或いは強制的に徴発されたかは問わず、対処を要する人びとである。だがその家族についてはどうだろうか。混戦状態の地域社会において家族の誰かが還郷団に関与する可能性は高い。初期においては彼らを通じてその還郷団そのものの取り込みが試みられた。

「そこで我々みんなの努力に頼って、もし我々と蒋介石軍或いは還郷団とが親戚友人の関係にあれば、すぐに彼らに戻ってくるよう言付けをしてほしい。もし蒋介石と還郷団の家族が解放区にいれば、彼ら蒋介石の盗賊の弾よけとなっている兄弟・父親たちを故郷に帰らせてほしい。ただ彼らが真っ当に改心すれば、過去の罪は問わない。……。」（1947年7月3日）⁽⁸⁸⁾

管見の限り 1947年7月以前には国府軍や還郷団内の離間工作に重点が置かれていたようである。共産党側に寝返るならばその罪は赦すとして、彼らの帰還を促していた。

ところが8月以降、解放区内に暮らす還郷団の家族を逮捕する事例が散見されるようになる。以下はすべて軍事的緊張の続く濱海区南部諸県の記事である。

「濱南の臨沭、郟城、東海の3県には600余りの村落があり、反蔣復仇運動を展開している。群衆はみな『人殺しは命で償え、負債のある者は金を返せ!』と叫んだ。郟城の某村では『地主還郷団』が群衆の牛6頭を奪い、8人を拉致した。わが民主政府は群衆の後押しをし、『地主還郷団』の家族を全て逮捕した。驚いた『還郷団』は次の日に全て解放した。……。東海県の60余りの村落の群衆も熱烈に反蔣復仇運動を展開し、少なからぬ地方で、自主的に『地主還郷団』の家族を統制下に置いた。臨沭の某村の群衆は、如何なる者も『地主還郷団』の家族と世間話をするのを許さないという以外にも、特別に『地主還郷団』の男女の家族に2種類の赤と緑の帽子を作り、外出する時には被るようにさせた。恐れた彼らは敢えて市場に行こうとしなくなった。」（1947年8月5日）⁽⁸⁹⁾

「東海、臨沭、郟城3県の辺沿区では、農民が反蔣復仇運動を経た後に、速やかに復査に入り、一步進んで主体的になり、『還郷団』、地主、悪覇、富農に対して罪の軽重に照らしてそれぞれ処理した。郟城県ではまず500人余りの『地主還郷団』の家族を逮捕した、……。」（1947年9月15日）⁽⁹⁰⁾

このように還郷団の家族の人権は侵害され、時として逮捕の対象となった。すなわちこの段階では家族に還郷団がいるということが敵として認定される要因となったと考えられる。

次の記事は人びとの行動を点数化し、それにより生死を決める試みを紹介している。群衆の誰もが敵か味方かという判別を受け、敵と判断されれば命を奪われるのである。

「(一) 紅黒点運動：我らのある幾つかの地方では赤点と黒点の掲示板を街道の交差点や市場に貼り、一方で群衆に自分の村の黒点を消させるように動員し、『還郷団』に参加する人員を連れ帰らせる。またもう一方では『還郷団』をやっている人員に自分で自らの罪悪の黒点を消させるようにする。幾つかの村では戻ってこない『還郷団』員に黒点1つ、敵のために路を教える者に黒点1つ、民衆を捕まえるか殺す者に黒点5つ、家を焼く者に黒点5つを与え、20個の黒点を得れば即ち死刑とする。およそ悔い改めて戻ってきた者には赤点1つ、鉄砲を持ち帰った者は赤点5つを記録し、20個の赤点を得れば即ち良い公民と認定する。また別の幾つかの村では罪過掲示板、生死簿などの方式を採用している。」（1947年8月5日）⁽⁹¹⁾

共産党と国府軍が混在して戦う地域社会において、誰が国府軍・還郷団で誰がそうでないか、誰が敵性を帯び誰がそうでないかという線引きは困難である。この選別と刑の執行に如何なる

法的根拠があるかは定かではない。かつては人びとの敵側への傾斜を防ぐ為に穏健な政策が採用された。ここでは反対に敵への接近自体を厳しく取り締まる為に、殺害も辞さない強硬な政策が実施された。この方法ではその場の感情や雰囲気によって人びとの評価が行われ得る。この時、全ての人々が共産党政権に忠実かどうかというという踏み絵を迫られた。1947年7月から8月にかけて、特に8月上旬の『濱海農村』の紙面にはこのような事例が数多く掲載されている。そして「乱打乱殺」というテロリズムが1947年夏の濱海区全体を覆っていくのである。

4. 乱打乱殺の横行

敵と認定された人びとに対する人権侵害が広範に発生しつつあった。本節第2項でも言及した大店の悪覇地主荘英甫（共産党側の呼称では荘閻王）は1944年5月の段階で闘争にかけられていたが、47年6月に処刑された。次の7月11日の「大店の荘閻王の凶悪な心は死なず、暗殺団を組織し我らに銃殺された」にその詳細が記されている。

「莒南県大店の荘閻王という大悪覇については口にすれば誰が怒らずにおられよう！ 彼がやった事は、数回死んだところで我ら窮爺たちの恨みを晴らせない。今年の春に蒋介石の盗賊が臨沂を占領し、こいつは大いに喜んだ！ そこで謠言をばらまいて『中央軍数百が数日もせぬうちに来るぞ』と言った。荘閻王は我らに道理を説かれた後も凶悪な心は死ななかつた。……。先月（6月）14日の夕方、大店附近の5千人余りの群衆が殺人魔荘閻王を訴えた。……。先月25日、荘閻王とその5人の走狗は群衆の要求の下で銃殺された。」（1947年7月11日）⁽⁹²⁾

彼の罪状は多岐にわたるが、その一つに国府軍の侵攻に呼応して謠言を散布したことがあげられている。軍事的緊張の中、影響力のある敵性人物の排除は必然だったと言えよう。

彼のような典型的な悪覇地主の処刑だけにとどまらず、一般の地主に対しても「乱打乱殺」という無制限の暴行、殺害が頻発した。8月から9月にかけての『濱海農村』の紙面にはその事例が多数掲載されている。ここではその幾つかの記事を紹介する。

「莒南県の坪上街の貧雇農小組は討論し、中農の同意を求め、地主に対して5項の法令を定めた。第一、逃亡を許さない。第二、窮爺たちに会えば笑って挨拶をする。第三、夜に外出することを許さない。第四、親戚を訪問するか市場に行くか、親戚友人が来れば、全て農会に報告する。第五、地主は2人一緒に密談出来ない。……。」（1947年8月11日）⁽⁹³⁾

「莒県の中樓村では、貧雇農の討論と農救会大会の決定を通じて、地主に10の金のタガの帽子を作った。（一）自己の労働で飯を食うこと。公民権はない。（二）農会の許可を経ずして3里の外に出れば、見つけた者は誰でも殴る。（三）2人がひそひそ話をすれば、見つけた者は誰でも殴る。（四）手下を引き入れれば、見つけた者は誰でも殴る。（五）労働をするのに、楽しそうにしない或いはごまかすならば殴る。（六）親戚友人が来ても報告しなければ殴る。（七）門を出ておしゃべりをすれば、見つけた者は誰でも殴る。（八）娘や妻があばずれとなって幹部を誘惑すれば見つけた者は誰でも打つ。（九）夜に外出を許さない。こっそりと会議を聞くことを許さない。（十）青年児童が出てきてごまかしをすることを許

さない。もし貧民の子どもを殴れば、見つけた者は誰でも殴る。……。その場でまた地主の子どもを集合させ、農会は彼らの投降を認め、20人余りの子どもは一人ずつ地べたに跪き、その父母に罪があることを認め、以後農民の子どもとなることを表した。」(1947年8月11日)⁽⁹⁴⁾

地主個々人の行動、表情までも厳しく制限し、それが不良と見なされれば暴力が振るわれた。さらにその子供も無関係ではなかったことが、ためらいもなく記事に記されている。これらが如何なる理性的な判断の下で策定されたか、運動の展開にどのような意義があるかは不明である。目的は貧雇農を含む窮爺たちがそれぞれの村落で独自に方法を編み出し、繰り広げることにあった。これらは各地の経験として『濱海農村』に掲載され各地へと紹介された。

続いて実際に処刑を行った光景についても、多くの紙面を割いて克明に記されている。

「敵がひとたび日照の県域にいたるや大古鎮の悪者の地主費LTはすぐに出てきて歓迎し、偽『自衛団』を組織して歩哨に立つ以外にも、さらに我ら窮爺たちに果実を返させた。集固荘の悪霸富農の臧MCは、敵がやってくると、ろくでなしも直ちに悪霸会を招集し、歩哨を組織し、先頭に立って清算を取り消させた。しかしこの2人の輩は3日もしないうちに農民兄弟たちに大通りでたたき殺された。……。」(1947年9月21日)⁽⁹⁵⁾

この地主たちはおそらくは裁判を経ずに群衆によりリンチにかけられ殺害された。続いて大店で行われた人民裁判の事例を紹介する。6月25日に莊英甫が処刑された後、8月上旬、さらに9月11日に公開で裁判が行われた。旧稿でも論じたように1944年5月の闘争は誰もが認める大悪霸、莊英甫などのみが対象とされたのだが、この段階でそれ以外の一般の地主へと順次拡大されていった。

「(8月)4日の日の午後、莒南県大店区の5千人余りの農民代表は農民法廷を連合して組織し、大店鎮の悪霸地主の公開裁判を行った。到る所でドラと太鼓の音が鳴り響き、人びとは四方八方から集まり会場へと押し寄せた。……。農民糾察隊は300名余りの男女の悪霸地主を建物の前に押しやり審理を待った。……。主審官はその場で要求に応え、莊PZら12人の悪霸地主に銃殺を執行することを宣告した。その他の地主に頭を農民へと下げて大声で『翻身します、旦那様、翻身します、奥様』と叫ばせた後、農会の管理下に置いて処理し、その価値のない命を助けてやった。大会は2日目の太陽が昇るまで開かれ、解散した。」(1947年8月13日)⁽⁹⁶⁾

この時殺害されたのは莊PZら12名である。大店における人民裁判、農民法廷はその約1箇月後に再び開催された。

「9月11日夜、大店鎮の数千もの貧しい農民は、……。これが即ち奸霸地主を裁く臨時法庭の場所であった。裁判が始まり、男女の武装人員、農民糾察隊の隊員は弾をこめた銃を持ち、会場の周囲を巡回した。200人余りの奸霸地主は人民の眼前で跪きながら法廷へと入ってきた。裁判官が『今日は貧民の法廷である』と宣言する時、話がまだ終わっていないところで人の群の中から一人の60歳余りのおばあさんがかき分けて出てきて、漢奸悪霸の莊ZWを掴んで『今日こそは恨みを晴らせるぞ!』と言った……。農民の主審官は最後に『莊ZWは漢奸、悪霸、特務地主であり、殺人、強姦、蔣政権を組織し、暴動を企図し、まさに死刑とす

べきである』と宣告した。この時、会場全体が拍手に包まれ、熱烈に『いいぞ！いいぞ！いいぞ……！』と歓呼した。荘Z Wは法廷において命をもって借りた血の債務を償うこととなった。」（1947年10月3日）⁽⁹⁷⁾

『濱海農村』で確認される大店の人民裁判は3回であり、この3回目で対象はさらに拡大し、約200名の地主が被告として引き出され、何人かが殺害された。今やかつての地主階級全体へと攻撃の対象が拡大したことが読み取れる。『濱海農村』はその明白な人権侵害と法律を超越したリンチと刑の執行の状況を克明に記している。

VII おわりに：戦火の土地改革の終焉

過火（行き過ぎ）の是正へ

前節で述べた一連の政策により、地域社会のかつての指導者層、地主層は財産、政治的力量、さらには生命すらも奪われた。だがこれらのあまりにも過激な闘争に対しては恐怖や反発を覚える群衆もいた。時として中農の一部はこの状況の下で運動から距離をおこうとした。以下の2本の記事にその様相が記されている。

「竹庭県興海区の安荘では今回の土地改革復査が始まってすぐに中農、貧農、雇農大会を一度招集して、一家族の間は団結せねばならず、みなが主人公となり、心をそろえて封建勢力を消滅させねばならないと説明した。中農はみな非常に喜んだが、しかしその後数日して貧雇農は会議を開くだけで中農を隅に追いやり相手にしなかった。中農は心の中では優柔不断になった。貧雇農はどの家を闘争にかけかを討論しても農会の討論を経ないので中農は知らぬままで、結果として7戸が財産を差し押さえられることとなったが、その中には安B Y、安B Xの2戸の中農が含まれていた。中農はこれを見るや更に恐れた。……。」（1947年8月21日）⁽⁹⁸⁾

「日照県委は最近開いた幹部大会で復査工作の検査を行い、以下のいくつかの主要な問題を発見した。……。（二）中農利益の侵犯が比較的深刻である。いくつかの反特務運動から手をつけた村落は誤って中農を闘争にかけ、いくつかの村ではゴロツキ、泥棒、あばずれを闘争にかけ、幾人かの幹部は個人の『成績』をあげる為にして政策を顧みず、その結果あるいくつかの村では中農の利益を深刻に侵害し、強迫命令し、群衆から離脱する行為をもたらした。……。」（1947年11月19日）⁽⁹⁹⁾

中農の身分は保障されていたとは言え、実際の運動の中では容易に闘争の対象に含まれた。中でも反特闘争のように対象が恣意的に設定される運動の中では少なからぬ中農が標的とされた。このような極端な政策は地主・富農以外の人びとの離反を招き、明らかな行き過ぎにより是正の方向への修正が必要となった。

政策が再び穏健な方針へと転換する背景の一つとして、1947年冬に戦況が好転し、この地域の共産党政権が当面の危機から脱却したことが挙げられる。1948年は全般的な戦局が共産党有利へと傾いていく一年であった。国府軍は臨沂をはじめ幾つかの県城を占拠し続けたが、山東省南東部の共産党支配地域は安定へと向かった。国府の面としての支配は次第に各拠点の周辺

へと圧縮されていった。最終的に臨沂は1948年10月10日、新浦は11月6日、郟城と新安は11月8日にそれぞれ陥落し、当地域より国府の正規軍は一掃された。

この1947年冬以降の戦況の好転とほぼ同じ頃、1947年10月26日に濱海地委は「在貫徹土改復査中地委対幾箇具体問題的決定」を發出し、反特闘争などでの人権侵害の横行を抑制するようになった。さらに12月20日に同じく濱海地委は「關於召開土地會議的通知」を出し、各地での土地改革の速度を緩め、乱打乱殺を禁止した⁽¹⁰⁰⁾。これらにより当地での左傾は修正され、過激な政策から再び穏健な政策へと回帰する。その一例を下の記事に見てみよう。

「竹庭県三洋区では復活した地主を処置することについて、罪が極めて大きい者を断固として鎮圧する以外は、一般に次のように処理する。(一)逮捕後に時事教育を実施し、大反攻の形勢と、南京も保証できず、新浦も長くない、何処に逃げようとも、命を長らえたければ悪事を働かないことだと説明する。(二)政府の態度を明らかにし、地主の復辟が犯罪であり、罪は必ず銃殺となるが、今日ただ反省して果実を群衆に返還するならば、政府はまだ生きる道を留め、彼らに果実の状況を白状させるということを厳しく指し示す。(三)……。

(四)……。 (五)翻身した家がもしかすると地主が帰宅して群衆を威嚇するかも知れないと心配しないように、果実を返却する時には厳しく地主に警告し、帰宅を保証するが表面で果実を返還するも裏では返還していないか群衆から一文でも取ろうとする者は厳しく懲罰を加え、群衆の側に立つと説明する。」(1947年12月25日)⁽¹⁰¹⁾

この記事からは国府の完全な否定と共産党への服従が求められたことが読み取れる。地主に関しては乱打乱殺を禁止し、対敵協力をしなければ生存は許すという方針が打ち出された。これまでの検討の通り国府軍は軍事的な脅威であり、これに呼応する人びとの存在は地域社会での共産党支配を確立する上で障害であった。記事の舞台である竹庭県(現在、江蘇省贛榆県)は新浦(国府軍拠点)に隣接している。記事中の「新浦、南京に望みを託す人びと」は国府軍同様、倒さねばならぬ相手である。だが戦局は有利に傾き新浦も、更には首都南京も永くはない。人びとが国府へと傾斜する可能性は低くなり、極端な政策で敵を打倒していく緊急性も消滅した。地主層への圧迫と攻撃は中華人民共和国初期まで継続していくが、当地域での“戦火の土地改革”はひとまずここに収束したのである。

軍事的危機と各種運動の展開

本稿の内容を改めて軍事的緊張の変遷に即して整理する。日中戦争期の各種運動は安定した地域を中心に実施された。旧稿で述べているように共産党は当初から地域社会に好意的に迎えられていたわけではない。敵占区はもちろん、辺縁区のような不安定な地域で極端な政策を実施した場合、それを嫌う人びとの離反と敵への傾斜が発生した。その危険のない地域でしか土地政策は実施できなかったのである。これに対して内戦期の濱海区の戦況は日中戦争以上に混戦状態を呈していたにもかかわらず、窮爺たちによる貧雇農路線という極端な運動が展開された。地域社会の住民の中には本来当地域統治者であった国府を支持し、その帰還を待ち望む人も多かった。彼らを共産党側に引きつける穏健な政策よりは、むしろ彼らを打倒することによって国府への傾斜を食い止める政策が採用された。軍事的危機の高まりの中、敵性人物に対す

る根柢の薄弱な逮捕、リンチ、処刑が公然と行われた。その典型が特務に対する“反特闘争”の提唱である。これを動員の手がかりに土改復査、支援前線を複合的に組み合わせた運動が大々的に推進された。さらに土地改革までの運動は“農民”の範疇で収まっていたのに対して、土改復査以降には村落秩序の周縁にいたゴロツキなどの人びとも含むようになり、まさに“常民”の運動へと拡大していった。

ただし運動の梃子となった反特闘争の特務とは、曖昧な定義によるものであり、その設定には恣意性が伴う。結果、特務に認定される者の範囲は無秩序に広がり、末端での暴走が顕著になっていく。総じて共産党が運動の大衆化と過激化を容認したというのも否定できないが、それを統御する幹部の質と量が追いついていなかった点も事実であった。一連の記事から窺い知れるのは軍事的緊張の恐慌状態の中で展開されていく非理性的な暴走である。国府軍の近接故に、それに傾斜する恐れのある敵を排除するテロリズムが蔓延、肯定された。この状況は濱海区においては軍事的危機が緩和された1947年冬まで継続した。

この後、臨沂そして青島が陥落し、人民共和国期を迎えた。最後に人民共和国期について若干補足しておきたい。香港中文大学に所蔵される『内部参考』という雑誌史料には、中国共産党内部においてのみ閲覧可能な情報が掲載されており、そこから中華人民共和国成立後の社会の赤裸々な実像を読み解くことが出来る。以下は1953年1月7日の「莒県反動地主の活動の猖獗」という記事である。

「山東莒県十三区の宋家当門村の地主・富農の反動分子は昨春公然と当村の雇農・貧農に対して反攻し、主導権を篡奪した。……。宋家当門村には全部で128戸あり、その中の60戸は聖仙道の信徒であり、地主宋F（大刀会のリーダー）、宋Y（仏堂師）、宋F（伝道師）等……（村幹部の買収、農会などの乗っ取り、土地の奪回、武装を実施）。」⁽¹⁰²⁾

国共内戦は共産党の勝利、国府の台湾撤退、そして中華人民共和国の成立という結末へと到る。かつての革命史観ではこの新中国の成立をもって劃期とするが、社会の末端でその瞬間に大きな変容が来たわけではない。少なくとも1950年代はそれ以前の社会の延長という性格を帯びており、上の史料もまた人民共和国建国直後の社会の混乱を表している。内戦期の各種運動によって地主などかつての指導者層は大きな打撃を被ったが、その根柢にはまだ時間が必要だった。一つの村落の中で会門が根を張っているというのがその実例であろう。また一面ではこれらへの対処を名目に、建国初期の諸政策推進の一助としたとも言える。人民共和国初期の状況に関してはまた機会を改めて議論することとする。

(1) 荒武達朗「抗日戦争期中国共産党による地域支配の浸透：山東省南部莒南県」『名古屋大学東洋史研究報告』25、2001年。同「1850-1940年山東省南部地域社会の地主と農民」『名古屋大学東洋史研究報告』30、2006年。

(2) 21世紀に入ってから内戦期に関わる研究は大幅に進展した。各地域のモノグラフとしては四川を扱う笹川裕史『中華人民共和国誕生の社会史』講談社選書メチエ、2011年、華北の丸田孝志『革命の儀礼：中国共産党根拠地の政治動員と民俗』汲古書院、2013年、福建を対象とする『近現代中国における社会と国家：福建省での革命、行政の制度化、戦時動員』創土社、2016年を参照。個別の論文については割愛する。

(3) 荒武達朗「“闘争の果实”と農村経済：1945-47年山東省南東部」『中国研究月報』71-10、2017年。

(4) 王友明『解放区土地改革研究：1941～1948 以山東莒南県為個案』上海社会科学院出版社、2006年。張学強『郷村変遷与農民記憶：山東老区莒南県土地改革研究（1941～1951）』社会科学文献出版社、2006年。

(5) 「關於土地問題的指示」〔原題：「中共中央關於清算減租及土地問題的指示」〕1946年5月4日（前掲中共山東省委党史研究室編『解放戦争時期山東の土地改革』山東人民出版社、1993年、72-77頁所収）。

(6) 「濱海地委關於如何具体的執行中央五四指示的補充指示」1947年8月25日（前掲中共山東省委党史研究室編、1993年、316-323頁所収）。

(7) 「中共華東中央局關於徹底实行土地改革的指示」1947年9月1日（山東省檔案館・山東社会科学院歴史研究所編『山東革命歴史檔案資料選編』第17輯、山東人民出版社、1984年、263-270頁所収）。

(8) 前掲荒武、2017年、6頁の表2の7番と表3と1番を参照。

(9) 「中共華東中央局關於目前貫徹土地改革土改復查並突擊春耕生產的指示」1947年2月21日（前掲山東省檔案館等編、第18輯、1985年、280-285頁所収）。

(10) 「中共華東中央局關於山東土改復查新指示」1947年7月7日（前掲山東省檔案館等編、第19輯、1985年、165-173頁所収）。

(11) 「X Z 一九二二年生。戦前莒県初中畢業。四三年参加区聯社工作、歴任区聯社会計主任。四七年遭到誣陷害死。享年二十五歳。八八年十月莒南県委查実確認是冤案、決定給予平反昭雪恢復名譽。」（X氏修譜籌備組編纂『X氏族譜』私家版、2005年、461頁）。

(12) すでに本稿で引用している資料集であるが、改めて書誌情報を提示する。山東省檔案館・山東社会科学院歴史研究所編『山東革命歴史檔案資料選編』全23輯+目録索引、山東人民出版社、1981-1987年。当資料集の編纂の経緯は唐致卿『近代山東農村社会経済研究』人民出版社、2004年の「後記」に詳しい。著者は『山東解放区史』の研究の為に檔案館と歴史研究所の合編という形での檔案資料集の刊行を提案し、これまで手つかずであった檔案の整理を行った。

(13) 前掲丸田、2013年。

(14) 「『編者同志：……。請你們給提個意見。』『你提出的問題、的確是個重要問題。……。』『問題在那裏？ 怎麼辦？：答劉X Q同志問』『濱海農村』1947年4月15日。以下、同紙を引用する場合は日付のみを記載する。

(15) 「本報二〇六期二版上、登一個『怎樣处理恰当』、已經接到一些解答、現在選採三篇登在下面：……根拠以上的三個意見、我們覺得前兩個比較合適、……。」「看看怎樣处理恰当 答出来了」1947年5月19

日。

(16)「今天、本報發表了『嶺泉區檢查領導作風與復查偏向』的消息、同時、也發表了『大朱洲村農會監督幹部中發生偏向』的消息。大家看完後、一定覺得嶺泉區的檢查是比較成功、大朱洲村的監督是有些失敗的。……。在這裏提出幾點簡單意見、供大家參考：……。」「工作意見 對檢查領導監督幹部的幾點意見」1947年11月27日。

(17)「日照县委在最近召開幹部大會檢查復查工作、發現以下幾個主要問題：(一)……。 (二)……。 (三)……。县委領導上急於求功、一方面限期完成任務(按：這是不對的)、另一方面用評功、表揚來鼓勵幹部熱情(按：這是对的)、……。」「糾正自滿思想 日照县委檢查復查 發現三個重要問題」1947年11月19日。

(18)「壯崗區前小朱陳、在這次掃蕩時、轉移太急、群眾混亂的到山坡上去、一點組織也沒有。」「敵人來了別亂跑 組織起來轉移」1945年6月6日。

(19)「可是、大家想想、鬼子能叫咱安安穩穩的喫嗎？ 能叫咱安安穩穩的留着嗎？那是沒有的事。他要想盡一切辦法搶咱的。所以、咱也要想盡一切辦法不叫他搶去、趕快藏起來。」「趕快藏麥子」1945年6月11日。

(20)「黃墩區盧澗莊、怕鬼子燒殺、想買安、就按照鬼子的命令、湊了……。」「盧澗莊給敵人送東西」1945年8月11日。

(21)前掲荒武、2006年、116頁では日中戦争下の『大衆日報』1942年10月23日の事例を引用し、共産党への復讐の為日本軍の力を借りた事例を紹介した。

(22)「士紳李先生、在繳公糧的時候也說：八路軍保衛根地、窮富都有好處、抗日是大夥的事、就得有錢出錢、有力出力。」「繳納好公糧」1945年6月21日。

(23)「俺借莊壞蛋要反攻、主要是五個被關的。拉攏了撤職的民兵隊長和村長搞的、他們又爭取二十多個群眾。……。」「借莊地主大反攻」1945年7月26日。

(24)「日本鬼子投降了、咱們向敵人取得了勝利。咱們要歡祝這勝利、為這勝利高興、快樂。可是、咱還不要忘了國民黨蔣介石的反動。……。咱們想想、咱們奮鬥來的果實、能讓他奪去嗎？咱們能再去遭受被压迫被剝削的日子嗎？」「歡迎抗日戰爭勝利 迎接新的工作」1945年8月16日。

(25)「可是有很多人……被這種勝利衝昏了頭腦、以為日本鬼子投降了、國民黨像豆腐渣一樣也來不了、已經到了天下太平、萬事大吉的時候了、就在家裡打着過安穩日子了。……。」「糾正太平享樂思想 積極的鬭爭下去！」1945年9月1日。

(26)「又接着日本無條件投降、群眾情緒非常高漲、窮人馬上要求減租減息。中間：雖有幾天因壞蛋造謠、說什麼：八月十五中央就來啦！ 鬼子投降不假、可是投的蔣介石、還是打八路。誰減租誰就是八路、引起了個別佃戶的動搖。但是一經過八路軍和中央軍力量對比的教育後、誰也想起了那年李仙州北上、便什麼顧忌也沒有了。」「鬭爭惡霸劉TF 劉港口減租講理大翻身」1945年9月16日。

(27)「抗戰勝利了、老百姓人人希望能過一個安穩日子、不願意再打仗了、所以毛主席就代表咱全國老百姓的這個意見、去重慶和國民黨蔣介石進行談判。……。但是國民黨那方面呢、說話不當話、不執行答應的條件、正當咱們撤隊伍時、就向咱解放區進攻、搶去咱八路軍、新四軍、民兵用血肉收復的三十一座縣城。……。」「認清自己的力量 打破變天思想」1945年10月26日。

(28)「竹庭縣沙河鎮、是被敵偽統治了七年多的重要市鎮、是漢奸趙HC突擊隊的老窩、群眾長期受着敵人

的奴化教育和宣傳、對共產黨的政策一點都不了解。……。群眾都不敢接近我們、……。」「沙河鎮怎麼開展了減租工作」1946年1月24日。

(29)「大店全鎮七十二家地主、自減租減息後、轉入進行工商業生產的有五十七戶、內中從事經商的有九戶、織布的有五家、紡織的有二十家、捲煙的十八家、農業生產的五家。……。(以下、地主經營の具体例：莊J L、莊X G、莊D L、莊J L)」「大店已有五十七戶地主全部轉入工商業生產」1946年8月1日。

(30)「濱海駐會議員高口宸(※高贊非の間違いか?)先生認為：『大店地主莊X G、能在紡織生產中自給。發展工商業的方向、就是地主正確的方向。』」「認識到無理剝削農民不對 薛主任・朱院長自動獻田三百多畝」1946年8月24日。

(31)「諸城逃亡地主、在我膠高自衛戰的勝利影響下、都紛紛回家就業。……。」「膠高自衛戰勝利影響下諸城逃亡地主紛紛回家就業」1946年7月17日。

(32)荒武達朗「1940年代山東省南部抗日根據地の土地改革と農村經濟」『アジア經濟』39-11、1998年及び前掲荒武、2017年、4-5頁。

(33)「山東省政府關於公布山東省土地改革暫行條例的命令 附：山東省土地改革暫行條例」1946年10月25日(前掲山東省檔案館等編、第17輯、1984年、544-550頁所收)。

(34)田中恭子『土地と權力：中國の農村革命』名古屋大學出版會、1996年、198-201頁。

(35)「臨沂岔河、太平、茶山等區、為了迅速完成復查、消滅空白村、決定從各先進村抽調大批好的村幹、積極份子、組織『翻身大隊』、另外以各聯防為單位、組織『翻身突擊組』、集中到一個點、一面突擊開展空白村工作、一面照顧本村的工作。……。」「臨沂岔河等區、組織翻身隊開展空白村」1947年1月11日。

(36)「戰爭情況緊急的時候、郟城有些幹部忙着支前工作、忘了復查工作、有的主張把兩種工作分出先後來。县委根拠這種思想情況、便討論決定：以支援前線為主、同時抓緊完成復查工作。」「前方打勝仗、後方扎地根！郟城佈置支前與復查結合」1947年1月7日。

(37)「臨沂東朱樊村、近來特務活動很厲害、不斷造謠割電線。村幹部研究以後、都說是因為民兵出勞、看家人少了。他們就自動成立幹部班、連小學教員也參加進去。武裝起來、配合留在家的民兵、查崗查店。……。」「民兵出勞後怎樣防特？ 薛家墩後・東朱樊 村有了辦法」1947年1月9日。

(38)「但是由於過去土地改革中、我們沒注意要老契文書、許多農民的心裏、總是二二乎乎的、認為『無憑無拠還不是種幾天呢?』又加上一些壞地主口口造謠、說什麼：『中央軍來了少不了我一畝』、想着恢復他的封建統治。有些農民、便害怕不敢種地。」「展開要契要槍鬭爭」1947年1月17日。同日の『濱海農村』には「臨沂茶山區等地群眾 展開要老契鬭爭」という記事も掲載されている。

(39)「所以得地戶種地不放心、有糞也不願意往果實地裏上。……。得地戶拿到老文書以後、都說：『這回可好好的生產吧!』、支援前線也提高了勁頭。……。」「文書到手飯到口！ 誰還不加勁的幹工作!」1947年1月27日。

(40)「『編輯同志：我有個難題、就是各村土地、有的已經分配下去了。農民普遍要求立文書、但不知道怎麼寫才合適、希答覆。劉R X』『劉R X同志：……。因此今天立土地回家的文書、主要意思是：叫後代知道、祖輩是什麼時候、在誰領導下翻的身、分的地。文書上可以這樣寫：『某年某月某日、毛主席領導窮人大翻身、土地回了老家、某某分到土地多少。』再填上四至就行了！至於格式怎樣表示的隆重、好看、各地農會還可以自己商議決定。以上意見、謹供參考。編者』」「怎樣立翻身文書?」1947年9月23日。

(41) 中共臨沂地委黨史資料徵集委員會編『中共濱海區黨史大事記（1921年7月至1949年9月）』山東人民出版社、1988年、218-219頁。

(42) 「正当蔣軍向我濱海區侵攻的時候、（様々な“特務”の事例）在莒縣桑園區組織暴動。……。特務葛YS、是青旗會的頭目、他用口口來造謠、迷惑落後群眾、說什麼：『中央軍快來了、在會沒有事』等。……。」
「桑園區特務暴動已撲滅 主犯六人依法槍斃」1947年1月9日。

(43) 「蔣軍進佔卞南大門口時、竹庭青口、有些壞地主造謠生事、加上飛機亂飛、炮聲響、有些人慌了。城關區馬上普遍召開祝捷大會、各鎮黑板報上也宣傳解釋、叫壞蛋當場反省。……。」
「打破了混亂思想 青口鎮和往日一樣熱鬧」1947年2月9日。

(44) 孫漢卿「濱海區土地制度改革的回顧」（前揭中共山東省委黨史研究室、1993年、706-707頁所收）。

(45) 「郟城城關鎮、在炮火連天的情況下、一方面忙着支援前線、一方面各村成立復查委員會、把土地改革時沒處理完的六百七十九間房子、六十五畝地、完全分配下去、接着也丈量了地、立了新約、二百一十七戶沒房子住的得到了房子、十八戶沒地的有了地種、各團體擴大了一百五十多人、二十七個勞働婦女、也自動參加了婦女民兵、天天扛着槍站崗放哨。」
「郟城在炮火連天下！ 城關鎮五天完成復查」1947年1月15日。

(46) 「十五號、河西敵人向口裏村打炮、這莊民兵始終堅持河岸、掩護七犏牛安全的耕地。十九日、白家墩、黃家廟等村群眾正在送糞、口家墩百多敵人出來搗亂、當被游擊隊打退、並殺傷敵十餘名。……。」
「有了民兵游擊隊的掩護 臨沭臨沂炮火下搶耕春地」1947年3月27日。

(47) 「這次溝頭區的思想教育、首先是揭發蔣軍暴行。又進行了快要大反攻的教育、更進一步提出解放區是一家、團結友愛打老蔣、說明許口區的麥子、也是咱自己的麥子。所以這次搶收、對沿區的群眾、除了進行時事教育以外、更要緊的是揭發蔣軍搶麥的陰謀。……。」
「內地幫沿搶收的幾點經驗」1947年6月11日。

(48) 「竹庭子弟兵團、在前線做好了鋤奸工作、減少了逃亡。他們在臨出發時、一路老是逃跑。以後發現城頭區小溝開莊的破落地主蔣JR、混到隊伍裏進行破壞。……。」
「竹庭子弟兵團 前線檢拳壞蛋 逃亡大大減少」1947年3月1日。

(49) 「竹庭在前線的子弟兵團、前幾天組織慰問團、回家慰問家屬、把在前線的情形、詳細的講給家屬們聽。家屬們一聽、心裏都欣然、揭破了特務造謠說『民伕都叫八路留下當了兵』的謠言。……。」
「竹庭前線子弟兵團 派代表回家探親 揭破謠言家屬心寬」1947年3月21日。

(50) 「臨沂縣岔河區的武工隊、在龐家村抓住了五個特務。……。偷偷組織「地下軍」、在莊子裏假裝進步、混進了民兵裏邊。……。」
「龐JS首謀投敵俟槍決 杜家田被騙悔過後釋放」1947年4月17日。

(51) 「街町村、是莒南斗山區、比較大的一個莊、共二百八十戶人家、農教會莊HX、和幾個主要幹部、都被地主莊ZH、莊ZZ幾個壞蛋收買了。……。」
「街町的復查是怎麼搞開的？」1947年6月29日。

(52) 前揭中共臨沂地委黨史資料徵集委員會編、1988年、231頁。

(53) 前揭孫漢卿、1993年、707頁。

(54) 「竹庭谷陽區、以前工作上老是被動、來一點作一點、領導上嫌頭緒多、群眾勁也不大。分區裏覺得這樣不行、便開會鑽這個問題、這才找出了原因。主要是過去土改中的果實沒處理完、群眾情緒不高。……。四百二十九戶群眾得到了果實、大伙的生產支前情緒也高漲起來。」
「做復查是萬事之本 谷陽區分配果實

各種工作搞通了」1947年4月23日。

(55)「敵人侵佔臨沂後、大部份武工隊員和幹部、產生了兩種思想、一種是單純算時間、等待主力。第二種是單純打游擊的思想。……。」「臨沂武工隊看透了勝利前途 克服單純游擊等待思想」1947年3月31日。

(56)「就是在翻身當中、沒有公平合理的分配果實、有些幹部和農民、多分了果實、成了暴發戶、變成了富農、使得莊裏的赤貧沒法消滅。……。」「啦啦富農傾向」1947年4月15日。

(57)「對軍屬富農傾向的處理原則、基本上和對一般富農傾向的處理原則一樣。(在本報二〇〇期二版『啦啦富農傾向』裏、已有說明)。還需要注意的是：……(二)土地改革的時候、很多莊子留了擁軍田、這些擁軍田、有的因村幹講私人感情、或村幹就是軍屬、結果不清不白確定了地權。……。因此不合理的地方很多、在糾正富農傾向當中、都要適當的解決。……。」「怎樣處理軍屬富農傾向」1947年4月27日。

(58)前揭荒武、2017年、5頁。

(59)「一拉起復查、大家也許會覺得沒的可查啦！可是事實上還有許多要解決的問題、請看下面這幾種：第一、……。」「復查！查什麼？」1947年4月13日。

(60)「莒南沭坊區、過去土地改革的時候、因為幹部光為了完成任務、所以極不徹底。……。這次果裏親自派人到大鉄牛廟村、深入調查了一下、發現了很多嚴重問題、一傢伙打破了幹部『沒的查』的思想。……、鬭爭果實大部份沒處理、或處理不恰當、赤貧戶佔全聯防戶數的百分之七、村幹問題也很嚴重、更教育了全區幹部。」「大鉄牛廟村就是樣子 莒南沭坊區區幹打通『沒的查』思想」1947年5月7日。

(61)「在大批幹部出發之前情況下、莒南縣委決定普遍實行『聯合村』辦法、以解決幹部缺乏困難。同時可以大量培養提撥幹部、就是以比較好的村為中心、聯合周圍莊村幹、成立一個工作組或委員會、統一領導這幾個莊的工作。……。」「幹部缺乏怎麼辦？莒南實行『聯合村』制」1947年3月9日。

(62)「(濱海)地委又給咱們指出：……。在完成上邊這些工作時、還不能放鬆了支援前線、必須適合戰爭的拉鋸形勢、一面支前一面復查。要求大家多找帶頭的、最少十個人裏有一個或兩個、爭取在五月底完成。」「共產黨一開會·莊戶人有喜事 地委佈置復查工作」1947年4月13日。

(63)「日照縣的個別地方、開始注意糾正違犯中農利益的毛病、和賠償中農利益。碑廓區在反特復查中、違犯中農利益比較普遍。……。」「中農利益不能違犯 日照個別地方注意賠償」1947年6月13日。

(64)「兄弟爺們！自從四月份上半月、咱濱海共產黨的總機關(就是地委)開會、給咱佈置了復查工作以後、莒南、莒縣、日照三個縣、……、現在大體上算完成了任務、大封建地主、特務、都搞垮了。」「共產黨領導咱刨掉了壞根 莒南·日照·莒縣 全部農民兄弟大翻身 一四三七五中中敵地回家 一六七七四戶赤貧有喫有穿」1947年7月1日。

(65)前揭田中、1996年、253-267頁。

(66)「敵人臨死亂伸腿、派兵來掃蕩我濱海區了。最近的消息、敵人已進到我中心區。……。我們有過八九年反掃蕩鬭爭的鍛鍊、有無數英勇頑強的地方武裝、民兵、爆炸隊、尤其是最近一兩個月來、翻天覆地的土地改革運動中、翻了身的窮爺們、鬭爭的勁頭格外大。……。但是、我們也不否認、由於中心區比較長期的和平生活、我們的一切戰鬭組織、戰鬭作風、是有些鬆懈的。我們的思想也是有點太平麻痺的。……。」「只要堅決鬭爭 一定能粉碎敵人掃蕩」1947年8月27日。

(67)前揭荒武、2001年、350頁。

(68)「郟城某村的農民、在不斷的戰鬭當中、上月二十八號、把全村的壞地主、像趕豬群一樣、逮捕管制起

來了。……。四号那天剛喫過早飯、忽然莊東發生了敵情、……。掩護全莊撤退了。下午、蔣鬼子剛離莊不到五里路、窮爺們又回來了。……。当天晚上、就要鬭爭壞蛋地主張QY。某莊又滾鍋了。」「辺沿某村滾了鍋」1947年8月25日。

(69)「郟城縣掛劍區某村、在上月蔣軍配合還鄉團千余人、分三路『清剿』沱河東岸和馬陵山一帶的時候、敵人只隔十幾里、砲聲隆隆的響、咱民兵就到南嶺去站崗放哨、全莊四百男女老少、緊張分配鬭爭果實……。用三天三夜的工夫、把所有的果實全部分完。……。」「郟城掛劍區某村 砲火聲中分果實」1947年9月3日。※記事中の“隆隆”の字は史料では“口偏”が附されている。

(70)「莒南縣大店區、在上月蔣軍來『掃蕩』時、很多的村莊、變工組就成了轉移組。民兵都是在前辺放哨掩護、因此群眾很沈着、敵人一走馬上回家秋耕。……。」「民兵站崗放哨掩護好 大店區搶耕秋地」1947年9月10日。

(71)「……。莊裏一般都看成是二流子、不叫他們一齊參加鬭爭分果實、是不妥當的。……。」「對二流子該怎麼看法？：答張Q同志問」1947年7月17日。

(72)「我叫馮F J、家是五蓮縣馮家坪、窮光蛋出身。……。去年鬭爭俺東家馮口S、幹部又來喊我、……。我一想、也就沒去。村幹部生了氣、就把我從農救會開除了。以後接着分地、村幹部不樂意給我、可是又看我太窮、勉強強強的、才給我四分、也沒問我要不要。……。我就想：好事不找俺、出伏就找俺！心裏極不高興、一聽出伏、我就躲躲溜溜。從此以後、人家就喊我『窮頑固』。……。」「我這『窮頑固』轉變了」1947年7月19日。

(73)「莒縣陳家城子于F Z、給人種了兩輩子地、減租找工給他、他說：『人家的肉割給咱身上按不住。』幹部就不叫他參加團體。這次貧雇農陳Z C動員他參加貧雇農小組、他說：『我為什麼不要地？減租時幹部沒給我說明白我不敢要、上次復查分給我的都是瘠地、遠地、我更不要了！』以後大家看他很積極、便選他當了農會委員。」「您看他們都成了幹部啦！」1947年10月5日。

(74)「莒南縣小嶺村支部、在發動貧雇農、對地主進行清算鬭爭以後、又進一步檢查了、是否有掉隊的窮兄弟。挨門挨戶的檢查、發現有四戶雇工、還都是窮『光棍子』。……。這次支部把這四個人召集起來、進行了檢討、說明過去對他們的問題處理不妥當。……。」「莒南小嶺村支部 進一步發動掉隊群眾」1947年11月11日。

(75)前掲荒武 2001年、353-355頁。彼に対する鬭爭はモデルケースとして各地に伝達された。

(76)「在減租減息、土改復查當中、因為過去在領導上對地主富農照顧比較多、對咱沒地或少地種的窮爺們、有很多限制。……。但是看看人家大肚子、除了少數開明的、多是表面上拿出了幾畝地、裝窮叫苦、其實還是肥喫肥喝。喫飽了、就想鬼点子對付咱窮人、想中央啦、幹特務啦、打反攻啦、造口頭冊子啦、……。」「要地種的窮爺們直起腰來放手幹吧！」1947年7月9日。

(77)「臨沭縣桃園區的土改復查工作、進行了十天、已經有五十多箇莊動起來。現在發現下面三個偏向。(一)領導上滿足現在的情況、階級路線不明確、不少的莊子、忘記了全面發動貧雇農、有的發動男的、忘了女的。店頭貧雇農小組裏、還有富農、有的叫中農當小組長、對貧雇農教育也差、所以階級觀念很模糊。(二)老村幹包辦代替、窮爺們撈不着當家。……。 (三)對地主的管制不嚴格、迫浮財不堅決、有的幹部。不敢把地主交給貧雇農處理、再加上對窮爺們教育不够、沒有啓發窮爺們對地主的仇恨心、地主再頑強一些、窮爺們就要洩勁。……。」「桃園區貧雇農路線模糊 復查工作發生三大偏向 區幹部已着手糾正」1947年8月

9 日。

(78)「莒南胡家官莊的村幹部、聽說要叫窮爺們自己作主搞復查、就說：『那不會弄亂了口？』區各救會長老宋就說：『過去和大店地主鬭爭、您也不是幹部、怎麼辦的很好呢？舊社會裏咱農民撈不到當家、看起來好像沒本事、其實咱農民是有能有為的！』……。」「莒南縣胡家官莊村幹部 諷窮爺們當家要地」1947 年 7 月 17 日。

(79)「(一) 凡是地主的土地牲口、農具等一切財產、統統不合法、一律由咱貧僱農當家、澈底處理分配。誰違抗破壞、政府按法辦他。(二) 各機關、部隊、學校、政府、群眾團體、過去用了沒收漢奸、惡霸地主的房屋、和所有的復員田、學田、公田、鹽田等、除留一少部份當農業試驗場、其餘一律退給窮爺們處理分配。如果窮爺們土地還不夠、既全部退回。……。」「專署出了大佈告：指示窮爺們要地要求」1947 年 7 月 25 日。

(80)「莒縣中樓區六十七個村子、開過農民代表大會以後、各村普遍成立農民糾察隊、七百多僱貧農青年、扛起槍、實行全區革命大戒嚴、使地主一個不能逃跑、東西一點不能搬走。……。牛店子村、把不可靠的富農民兵、統統交了槍、不分黑白、管制地主、看鬭爭果實。……。孫山鄉十八個村、展開了全鄉查財運動、每一個村莊、都查着了地主搬走的東西、有的地主逃到親戚朋友家藏着、也被查出。」「看咱的地、保咱的財產 中樓區農民成立糾察隊 管制地主實行革命戒嚴」1947 年 7 月 29 日。

(81)「檢查的結果、光六個村的調查、總共有八百八十戶人家、裏邊有一百六十五戶赤貧。每人均扯不到八分地、有一百一十二間屋、五個人才擁一間、還有九十七戶、至今還得租地主的屋住。可是全鎮一百零五戶地主、五百零九戶人、就佔了一千四百七十五間大屋、和五百三十二畝土地。……。」「莒南縣大店區 萬多貧僱農檢查翻身」1947 年 8 月 5 日。

(82)「日照縣望海區大堯王城村、經過細查、又查出地主丁 W Y 三口人住着六間屋、安 B T 兩口人住着三間屋、……。經貧僱農檢查出來以後、大家決定在十月十日那天、全村大搬家。」「大堯王城細查後十二戶貧僱農有屋住」1947 年 10 月 21 日。

(83) 前揭荒武、2017 年、8-13 頁。

(84)「諸城縣昌城區徐家岔河莊、……。大伙說：『地主獻一點遠地、瘠地、還掙個『開明士紳』、……。』……。上昇中農徐大娘說：『可憐地主老頭子、多大年紀了』。村長(中農)也說：『鬮了徐 Z M、就沒有賬先生了！』……。中農都檢討出自己動搖、最後都說：『堅決跟着貧農走！』大家一下團結起來。有十家翻身多得地戶、自動拿出三十多畝地來。……。」「徐家岔河向地主大清算 貧僱農起骨幹作用」1947 年 7 月 29 日。

(85)「莒南縣大店鎮的莊 Z Y、是明、清兩代的惡霸地主、過去買到過千多畝地。抗戰開始、他一家七口、還有百多畝地、在雙減的時候、他一面假進步、把一部份土地、分給窮爺們、又自動幫助村裏記賬。一面就偷偷把外莊的土地賣掉。……。這時候、家裏只有七畝地、表面上很喫苦。冬天穿單衣、又自稱中農、混到農救會裏、在鬭爭旁的地主時、他也忙着搬東西。其實、他是把土地剝削、改成商業剝削、還是個換湯不換藥的地主、表面上裝窮、實際上鷄魚肉蛋不斷。……。」「大店窮爺們刨總根 地主莊 Z Y 現原形 大家討論沒收他的全部財產」1947 年 8 月 9 日。

(86)「莒南縣大店區街町村、經過『細查』以後、發現復查工作很不澈底。有三家地主根本沒進行處理、比方莊 Z H、在莊裏擔任賬先生和識字班老師、全家四口人、有中中地六十多級(?)、喫水都是人家挑、喫

飯經常四個碟、鷄蛋湯泡尖餅。」「街町村復查很不澈底 還有十四戶地主沒處理」1947年9月29日。

(87)「大店鎮的窮爺們、在向地主算總賬時、自動成立起農民糾察隊。上月三十號、一千五百多貧僱農、在糾察隊掩護下、分七路、把全鎮一百零五戶地主、統統逮捕管制起來。在特務地主『四喜堂』家裏人的時候、一個榮譽軍人、因為和地主家有親戚關係、援護不口逮捕。糾察隊好言勸他不聽、當時也把他逮起來、交農會處理。」「大店農民糾察隊日夜戒嚴 把百多戶地主逮捕起來 農會宣佈地主財產一律沒收」1947年8月5日。

(88)「那就靠咱們大家努力了、如果咱們和蔣軍或還鄉團、有親戚朋友關係的、要趕快捎信叫他們回來。如果蔣軍和還鄉團的家屬、在解放區裏、要快叫他們把替蔣賊當炮灰的兄弟爺們、拉回家。只要他們改過正幹、是不算舊賬的。……。」「大量爭取蔣軍和還鄉團」1947年7月3日。

(89)「濱南的臨沭、郟城、東海三個縣、有六百多個村鎮、開展了反蔣復仇運動。群眾都喊出：『殺人的償命、欠債的還錢！』郟城某村『地主還鄉團』、搶去群眾六頭牛、逮去八口人。咱民主政府為給群眾撐腰、把『地主還鄉團』家屬全部逮起來、吓的『還鄉團』第二天全部放回。……。東海縣六十多個村的群眾、也正在熱烈開展着反蔣復仇運動、不少地方、自動把『地主還鄉團』的家屬管制起來了。臨沭某村群眾、除規定任何人都不准和『地主還鄉團』家屬啦呱外、特別給『地主還鄉團』男女家屬、做了兩種紅綠帽子、出大門就戴上、吓的他們也不敢趕集了。」「濱南三個縣六百多村鎮 開展了反蔣復仇運動 嚴格管制『地主還鄉團』家屬」1947年8月5日。

(90)「東海、臨沭、郟城三縣的邊沿區、農民經過反蔣復仇運動以後、很快轉入復查、進一步的當家、對『還鄉團』、地主、惡霸、富農、都按罪惡輕重、分別處理。郟城縣首先把五百多『地主還鄉團』家屬逮捕起來。……。」「濱南經過反蔣復仇的地區 復查運動很快開展」1947年9月15日。

(91)「(一)紅黑點運動：咱有些地方、把紅黑點榜、張貼在要路口、集市上、一方面動員群眾擦掉他本莊上的黑點、把參加『還鄉團』的人員找回來。另一方面使幹『還鄉團』的人員、自己擦掉罪惡的黑點。有些莊規定：不回來的『還鄉團』員一個黑點、替敵人帶一次路一個黑點、抓一個老百姓或殺一個老百姓的五個黑點、燒一家房子五個黑點、有了二十個黑點、就定了死罪。凡是、自新回家的記一個紅點、帶槍回來的五個紅點、有了二十個紅點、就可算個好公民。另外有些地區、採用張貼罪過榜、生死簿等方式。」「政治攻勢中用的幾種方式」1947年8月5日。

(92)「莒南縣大店莊閻王這個大惡霸、提起來誰不氣啊！ 他行的事、就是死幾個死、也解不過咱窮爺們的恨。今春上蔣賊佔了臨沂、這個傢伙可喜極啦！ 便放出謠言說：『中央軍幾百萬、不幾天就來了。』莊閻王被咱講理後、狼心不死。……。上月十四號的晚上、大店附近五千多群眾、控訴了殺人魔莊閻王。……。上月二十五號、莊閻王和他的五個人爪牙、在群眾要求下執行槍斃了。」「大店莊閻王狼心不死 組織暗殺團被咱槍斃」1947年7月11日。

(93)「莒南縣坪上街的貧僱農小組討論、徵求中農的同意、給地主訂出五項法令。第一、不准逃跑。第二、見了窮爺們要笑着請安問好。第三、晚上地主不准出來。第四、走親趕集、來了親戚朋友、都要向農會報告。第五、地主不能兩個人一起密談。……。」「坪上給地主訂出五項法令 二十多戶地主捱結描押 連連磕頭表示絕對遵從」1947年8月11日。

(94)「莒縣中樓村、通過貧僱農小組的討論、農救會大會的決定、給地主訂出十大金箍帽：(一)自己勞動喫飯、沒有公民權。(二)不經農會批准、要是出外三里、誰見了誰打。(三)兩個人一塊唧咕、誰見了誰

打。(四)拉攏狗腿子、誰見了誰打。(五)撥着幹活、不高興或挑皮就打。(六)親戚朋友們來了不報告就打。(七)過門子、說舌頭、誰見了誰打。(八)閩女媳婦當破鞋勾引幹部、誰見了誰就砸。(九)晚上不許出來、不准偷聽開會的。(十)青年兒童出來不准挑皮、如果打窮人小孩、誰見了誰打。……。當場又把地主兒童集合起來、農會批准他們投降、二十多個兒童、一個個跪在地上、承認他父母有罪、表示以後當農民的兒子。」「中樓農會全體決定 給地主訂下十大金箍帽」1947年8月11日。

(95)「敵人一到日照城、大古鎮的壞地主費L T、就出來歡迎、除組織偽『自衛團』站崗外、還向咱窮爺們倒果實。集固莊的惡霸富農臧MC、敵人一到、狗日的也馬上召集開惡霸會、組織站崗、領頭倒清算、可是這兩箇傢伙、沒過三天、就被農民兄弟砸死在大街上。……。」「壞地主歡迎蔣軍 被農民砸死在大街上」1947年9月21日。

(96)「四號那天下午、莒南縣大店區五千多農民代表、聯合組織農民法庭、公審大店鎮惡霸地主、到處鑼鼓喧天、人群從四面八方、擁進會場。……。農民糾察隊、把三百多名男女惡霸地主、押到堂前候審。……。主審官當場答覆要求、宣佈把莊P Z等十二個惡霸地主、執行槍決、把其他地主、向農民磕頭、高呼：『翻身老爺、翻身太太』以後、接受農會的管制處理、饒他狗命一條。大會一直開到第二天太陽出來才散。」「大店區五千農民代表組織法庭公審地主 莊P Z等十二惡霸當場槍決」1947年8月13日。

(97)「九月十一日那天晚上、大店鎮好幾千窮苦的農民、……。這就是審判奸霸地主的臨時法庭的地方。審判開始、男女武裝、農民糾察隊員、持着上了頂膛火的槍、流動在會場周圍。二百多奸霸地主、是在人民眼前、用腿跪着走進法庭的。審判官宣佈：『今天是窮人的法庭』時、話還沒說完、從人群中、竄出一個六十多歲的大娘、揪住漢奸惡霸莊Z W說：『今天俺可要申冤了！』……。農民主審官、最後宣佈：『莊Z W是漢奸、惡霸、特務地主、殺人、強姦、組織蔣政權、企圖暴動、應該處以死刑！』這時全場鼓掌、熱烈的歡呼：『好！好！好……！』莊Z W在法庭上、用命抵償了欠下的血債。」「大店鎮的農民法庭」1947年10月3日。

(98)「竹庭縣興海區安莊、在這次土改復查剛開始、召開了一次中、貧、雇農大會、說明是一家人、要團結起來、大家都當家、齊心消滅封建勢力。中農都非常高興、可是往後幾天、貧雇農光開會、把中農拋到一邊沒有人管。中農心裏就二二乎乎的、貧雇農討論要關那幾戶、也沒經過農會討論、中農不知道、結果封了七戶的門、裏邊還有安B Y、安B X兩戶中農。中農一看、更是害怕。……。」「糾正違犯中農利益的偏向 安家村積放被押中農」1947年8月21日。

(99)「日照縣委在最近召開幹部大會檢查復查工作、發現以下幾個主要問題：……。 (二) 違犯中農利益較嚴重。有些反特入手的莊錯關了中農、有些莊關了流氓、小偷、破鞋、有些幹部為了爭取個人『成績』、而不顧政策、以致造成某些莊嚴重的違犯了中農利益、強迫命令、脫離群眾的行為。……。」「糾正自滿思想 日照縣委檢查復查 發現三個重要問題」1947年11月19日。

(100)前揭中共臨沂地委黨史資料徵集委員會編、1988年、245-246頁、248頁。

(101)「竹庭縣三洋區、對處理復辟地主、除罪大惡極的給以堅決鎮壓外、一般的是這樣處理的：(一)逮捕後、進行時事教育、說明大反攻形勢、南京都不保險、新浦也不長遠、看您向那裏跑、要想活路只有少作惡。

(二)表明政府態度、嚴格指出地主復辟是犯罪的、論罪應該是槍斃、但今天只要能悔過退果實給群眾、政府還留生路、叫他們坦白倒果實的情形。(三)……。 (四)……。 (五)為了防止翻身戶有顧慮、或地主回去威脅群眾、在退果實時、嚴格警告地主、說明保回家、誰要明退暗不退、向群眾要一文錢、就嚴厲懲辦

誰、給群衆撐腰。」「处理復辟地主幾点經驗」1947年12月25日。

(102)「山東莒県十三区宋家当門村地主富農反動分子去春公開向該村雇貧農反攻、篡奪領導權。……。宋家当門村共有一百二十八戸、其中有六十戸是聖仙道徒、地主宋F（大刀会首）、宋Y（仏堂師）、宋F（点伝師）等……（村幹部の買収、農会などの乗っ取り、土地の奪回、武装を実施）。」「莒県反動地主活動猖獗」『内部参考』1953年1月7日。

本研究は JSPS 科研費 課題番号：16K03088「内戦期華北地域社会における中国共産党支配確立過程：伝統社会からの転換」の成果の一部である。